

2025年9月

発行登録追補書類に記載の事項

**モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期
米ドル建ゼロクーポン社債**

**モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期
豪ドル建ゼロクーポン社債**

**モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期
円建ゼロクーポン社債**

1. 発行会社は、金融商品取引法第23条の4の規定によりモルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債、モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債及びモルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債（以下「本社債」と総称します。）の売出しに関する訂正発行登録書を令和7年8月15日に関東財務局長に提出しております。
2. 本書および本社債に関する2025年8月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和7年8月15日付訂正発行登録書および令和7年9月12日付発行登録追補書類に記載された情報のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 6-外1-5

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出日】 令和7年9月12日

【今回の売出金額】 **モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債**
 28,969,038米ドル（円貨額4,274,671,247円）
 （円貨額は、2025年9月11日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=147.56円を換算レートとして計算されている。）

モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債
 4,094,883豪ドル（円貨額399,537,734円）
 （円貨額は、2025年9月11日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1豪ドル=97.57円を換算レートとして計算されている。）

モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債
 257,314,200円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【これまでの売出実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
6-外1-1	令和6年12月6日	8,978,953,538円	該当事項なし	
6-外1-2	令和7年3月14日	4,011,177,075円		
6-外1-3	令和7年6月13日	6,422,852,400円		
実績合計額		19,412,983,013円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 760,587,016,987円

（注）モルガン・スタンレーは「モルガン・スタンレー 2040年9月26日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債」（売出総額13,308,400豪ドル（円価額1,277,606,400円））の売出しを行うために、令和7年8月29日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号 6-外1-4）を関東財務局長に提出したが、令和7年9月26日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡し完了していないため、上記金額を上記の実績合計額欄に加算し、また、上記の「残額」から控除することはしていない。

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】	該当事項なし
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債に関する情報]

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

[米ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	72,170,000米ドル
売 出 価 額 の 総 額	28,969,038米ドル

[豪ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	11,290,000豪ドル
売 出 価 額 の 総 額	4,094,883豪ドル

[円建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	429,000,000円
売 出 価 額 の 総 額	257,314,200円

2【売出しの条件】

[米ドル建社債]

売 出 価 格	額面の40.14%
---------	-----------

[豪ドル建社債]

売 出 価 格	額面の36.27%
---------	-----------

[円建社債]

売 出 価 格	額面の59.98%
---------	-----------

4. 償還および買入れ

4.3 課税事由による償還

[米ドル建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるかと判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する米ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000米ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、40.14%である。

「償却利回り」とは、年率4.68%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2-Y_1)]+[30x(M_2-M_1)]+(D_2-D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

【豪ドル建社債】

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるか判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する豪ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000豪ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、36.27%である。

「償却利回り」とは、年率5.21%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

【円建社債】

本社債は、

- (i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、
- (ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになるかと判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載す

る償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する日本円における金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、1,000,000円をいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、59.98%である。

「償却利回り」とは、年率2.59%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

令和7年6月30日関東財務局長に提出

事業年度 2025年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2025年中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

令和7年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2026年中（自2026年1月1日 至2026年6月30日）

令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和7年9月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年7月14日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和7年9月12日）までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（令和7年9月12日）現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

モルガン・スタンレー 米ドル建ゼロクーポン債 4509

モルガン・スタンレー 豪ドル建ゼロクーポン債 4509

モルガン・スタンレー 円建ゼロクーポン債 4509

2025年8月

発行登録目論見書

モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期
米ドル建ゼロクーポン社債

モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期
豪ドル建ゼロクーポン社債

モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期
円建ゼロクーポン社債

Morgan Stanley

モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

売出人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
(Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.)

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
(Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.)

1. この発行登録目論見書が対象とする社債7,800億円の売出しに関する発行登録については、発行会社は、金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を令和6年9月27日に関東財務局長に提出し、令和6年10月5日にその効力が生じています。また、金融商品取引法第23条の4の規定により、モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債、モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債およびモルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債の売出しに関する訂正発行登録書を令和7年8月15日に関東財務局長に提出しております。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づき、本社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付致します。
4. モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債（「米ドル建社債」といいます。）、モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（「豪ドル建社債」といいます。）およびモルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債（「円建社債」といいます。）、米ドル建社債および豪ドル建社債をあわせて「本社債」と総称します。）は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はありません。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出または売付けをすることはできません。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有します。
5. 米ドル建社債および豪ドル建社債はそれぞれ米ドル貨および豪ドル貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
6. 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本社債に対する投資を行うべきです。
7. この特記事項の直後に挿入される「FP情報 税制割引債の源泉徴収」および「無登録格付に関する説明書」は、本社債の売出人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

F P 情報

税制割引債の源泉徴収

居住者等の個人の税制割引債の譲渡及び償還による所得は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として、所得税及び復興特別所得税 15.315%と住民税 5%の合計 20.315%の申告分離課税です。2016 年より、税制割引債^(注1)の償還金からは、実際の償還差損益に関わらず、「償還金額×みなし割引率^(注2)×源泉徴収税率(20.315%)」の金額が源泉徴収されます。よって、税制割引債の償還は原則として確定申告^(注3)が必要であり、申告時に、実際の償還差損益に基づき納付すべき税額を計算し、償還時に源泉徴収された税額が過大である時は、納付すべき税額から控除する(あるいは還付を受ける)ことになります。

ただし、特定口座内で償還した場合はみなし割引率の適用はなく、特定口座上の取得価額に基づき償還差損益が計算されます。また、源泉徴収ありの特定口座での償還は、譲渡益税が源泉徴収されるため、申告不要を選択することができます。

(注1) 税制割引債とは、以下の①～④の公社債です。

- ①割引の方法により発行された公社債(発行時源泉徴収済のものを除く)
- ②分離元本公社債
- ③分離利子公社債
- ④発行価額が額面金額の90%以下の利付公社債

(注2) みなし割引率は下表のとおりです。

	みなし割引率	源泉徴収税率	
		個人(20.315%)	法人(15.315%)
発行から償還までの期限が1年以内(分離利子公社債を除く)	0.2%	償還金額の 0.04063%	償還金額の 0.03063%
発行から償還までの期限が1年超及び分離利子公社債	25%	償還金額の 5.07875%	償還金額の 3.82875%

(注3) 証券会社より『特定割引債の償還金の支払通知書』または『特定口座年間取引報告書』を交付します。

また、普通法人等以外の法人^(注4)の保有する税制割引債の償還金からも、上記みなし割引率^(注2)に基づき、所得税及び復興特別所得税 15.315%が源泉徴収されます。法人税の申告による源泉所得税等の控除の機会が無い法人は注意が必要です。ただし、証券会社等と割引債管理契約を締結している普通法人等以外の法人^(注5)が、管理契約締結後に購入した税制割引債は、実際の償還差益に対して所得税及び復興特別所得税 15.315%が源泉徴収されます。

(注4) 普通法人等以外の法人には、以下の①～④が該当します。

- ①一般社団法人および一般財団法人(公益社団法人および公益財団法人を除く)
- ②人格の無い社団
- ③法人税法以外の法律によって法人税法の公益法人とみなされている法人
(認可地縁団体、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション管理組合等)
- ④外国法人

(注5) 外国法人は、割引債管理契約を締結することはできません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

【S&P グローバル・レーティング】

➤ 格付会社グループの呼称について

S&P グローバル・レーティング

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

【ムーディーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・レーティングス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト

(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」といいます。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ・レーティングス】

➤ 格付会社グループの呼称について

フィッチ・レーティングス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチ・レーティングス（以下、「フィッチ」といいます。）の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2025年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

【表紙】	
【提出書類】	発行登録書（訂正発行登録書を含む。）
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年9月27日 発行登録書提出 令和7年5月22日 訂正発行登録書提出 令和7年6月30日 訂正発行登録書提出 令和7年7月14日 訂正発行登録書提出 令和7年8月12日 訂正発行登録書提出 令和7年8月13日 訂正発行登録書提出 令和7年8月15日 訂正発行登録書提出
【会社名】	モルガン・スタンレー (Morgan Stanley)
【代表者の役職氏名】	授權署名者 山来 信子 (Nobuko Yamaki, Authorized Signatory)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク、ブロードウェイ1585 (1585 Broadway, New York, New York 10036, U. S. A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁 護 士 庭 野 議 隆
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03)6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁 護 士 塩 見 竜 一 同 早 田 尚 史 同 伊 藤 公 洋 同 香 西 佑 樹 同 上 部 大 樹 同 前 田 康 熙
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03)6775-1000
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の内容】	
提出日	令和6年9月27日
効力発生日	令和6年10月5日
有効期限	令和8年10月4日
発行登録番号	6-外1
発行予定額又は発行残高の上限	7,800億円
発行可能額	760,587,016,987円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

目 次

第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
(1)【売出社債（短期社債を除く。）】	1
2【売出しの条件】	6
第3【その他の記載事項】	24
第二部【参照情報】	24
第1【参照書類】	24
1【有価証券報告書及びその添付書類】	24
2【半期報告書】	24
3【臨時報告書】	24
4【外国会社報告書及びその補足書類】	24
5【外国会社半期報告書及びその補足書類】	24
6【外国会社臨時報告書】	24
7【訂正報告書】	24
第2【参照書類の補完情報】	25
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	30
第三部【保証会社等の情報】	30
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしている ことを示す書面に記載された事項	31
2024年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実	33
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	88

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債に関する情報]

(注) 本書中に別段の表示がある場合を除き、「米ドル」および「米セント」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」はオーストラリアの法定通貨を、「円」は日本の法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

本「第2 売出要項」には3本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債（以下「米ドル建社債」という。）、モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（以下「豪ドル建社債」という。）およびモルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債（以下「円建社債」という。）毎に異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債毎に記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。この場合であっても、社債の要項は米ドル建社債、豪ドル建社債および円建社債の各々に対し個別に適用される。まとめて記載した場合、これら3本の社債をそれぞれ「本社債」という。

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

[米ドル建社債]

銘 柄	モルガン・スタンレー2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定) 米ドル (注1)	売出価額の総額	(未定) 米ドル (注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	10,000米ドル
利 率	該当事項なし		

利 払 日	該当事項なし
満 期 日	2045年9月14日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)

摘要

- (1) 本社債は、社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付は無い。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング（「S&P」）からA+格、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）からA+格、ムーディーズ・レーティングス（「ムーディーズ」）からA1格および株式会社格付投資情報センターからA+格の格付を付与されている。S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp/web>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）の「開示」の「無登録格付説明関連」欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。
- (3) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度（国を問わない。）による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。
- (4) 欧州経済領域（「EEA」）における個人投資家に対する販売の禁止：
 本社債は、EEAにおける個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。
 (a) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4条第1項(11)において定義される個人顧客。
 (b) EU指令第2016/97号（その後の改正を含む。）の意味における顧客（かかる顧客が、MiFID II第4条第1項(10)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。
 (c) EU規則第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者。
 結果的には、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU規則第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）により求められる重要情報書面は作成しておらず、その予定もない。したがって、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。
- (5) 英国における個人投資家に対する販売の禁止：
 本社債は、英国における個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。
 (a) 2018年欧州連合（離脱）法（「EU離脱法」）により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第2017/565号第2条(8)において定義される個人顧客。
 (b) 2000年金融サービス・市場法（「FSMA」）ならびにEU指令第2016/97号を実施するFSMAに基づき制定された規則または規制の意味における顧客（かかる顧客が、EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第600/2014号第2条第1項(8)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。

(c) EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第2017/1129号（「英国目論見書規則」）において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第1286/2014号（「英国PRIIPs規則」）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2025年9月中旬までに決定される予定である。

(注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

[豪ドル建社債]

銘 柄	モルガン・スタンレー2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定) 豪ドル (注1)	売出価額の総額	(未定) 豪ドル (注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	10,000豪ドル
利 率	該当事項なし		
利 払 日	該当事項なし		
満 期 日	2045年9月14日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		

摘要

- (1) 本社債は、社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付けはない。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング（「S&P」）からA-格、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）からA+格、ムーディーズ・レーティングス（「ムーディーズ」）からA1格および株式会社格付投資情報センターからA+格の格付を付与されている。S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバ

ル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp/web>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）の「開示」の「無登録格付説明関連」欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度（国を問わない。）による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。

(4) 欧州経済領域（「EEA」）における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、EEAにおける個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。

(a) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4条第1項(11)において定義される個人顧客。

(b) EU指令第2016/97号（その後の改正を含む。）の意味における顧客（かかる顧客が、MiFID II第4条第1項(10)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。

(c) EU規則第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU規則第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(5) 英国における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、英国における個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。

(a) 2018年欧州連合（離脱）法（「EU離脱法」）により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第2017/565号第2条(8)において定義される個人顧客。

(b) 2000年金融サービス・市場法（「FSMA」）ならびにEU指令第2016/97号を実施するFSMAに基づき制定された規則または規制の意味における顧客（かかる顧客が、EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第600/2014号第2条第1項(8)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。

(c) EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第2017/1129号（「英国目論見書規則」）において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第1286/2014号（「英国PRIIPs規則」）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2025年9月中旬までに決定される予定である。

(注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、シドニー、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

[円建社債]

銘 柄	モルガン・スタンレー2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定) 円 (注1)	売出価額の総額	(未定) 円 (注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	1,000,000円
利 率	該当事項なし		
利 払 日	該当事項なし		
満 期 日	2045年9月14日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		

摘要

- 本社債は、社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング（「S&P」）からA格、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）からA+格、ムーディーズ・レーティングス（「ムーディーズ」）からA1格および株式会社格付投資情報センターからA+格の格付を付与されている。S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp/web>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）の「開示」の「無登録格付説明関連」欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。
- 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度（国を問わない。）による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。

(4) 欧州経済領域（「EEA」）における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、EEAにおける個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。

(a) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4条第1項(11)において定義される個人顧客。

(b) EU指令第2016/97号（その後の改正を含む。）の意味における顧客（かかる顧客が、MiFID II第4条第1項(10)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。

(c) EU規則第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU規則第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(5) 英国における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、英国における個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。

(a) 2018年欧州連合（離脱）法（「EU離脱法」）により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第2017/565号第2条(8)において定義される個人顧客。

(b) 2000年金融サービス・市場法（「FSMA」）ならびにEU指令第2016/97号を実施するFSMAに基づき制定された規則または規制の意味における顧客（かかる顧客が、EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第600/2014号第2条第1項(8)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。

(c) EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第2017/1129号（「英国目論見書規則」）において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU離脱法により英国国内法の一部を構成することとされるEU規則第1286/2014号（「英国PRIIPs規則」）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、英国における個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2025年9月中旬までに決定される予定である。

(注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

2【売出しの条件】

[米ドル建社債]

売 出 価 格	額面の（未定）%（額面の27.00%から47.00%までを仮条件とする。） （注1）
申 込 期 間	2025年9月16日より2025年9月24日まで
申 込 単 位	額面10,000米ドル単位（注2）
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店

売出しの委託を受けた者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

摘要

- (1) 本社債は2025年9月24日にユーロ市場で発行され、2025年9月25日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の購入および払込みは、本社債の購入者と売出人の間で締結される外国証券取引口座約款に従って行われる。同約款を締結していない購入者は、締結しなければならない。証券が外国証券取引口座により購入される場合には、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注1) 本社債の売出価格は、上記の仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案したうえで、2025年9月中旬までに決定される予定であるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(注2) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、米ドルにて本社債の払込みを行う。

[豪ドル建社債]

売 出 価 格	額面の（未定）%（額面の25.00%から45.00%までを仮条件とする。） （注1）
申 込 期 間	2025年9月16日より2025年9月24日まで
申 込 単 位	額面10,000豪ドル単位（注2）
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

摘要

- (1) 本社債は2025年9月24日にユーロ市場で発行され、2025年9月25日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の購入および払込みは、本社債の購入者と売出人の間で締結される外国証券取引口座約款に従って行われる。同約款を締結していない購入者は、締結しなければならない。証券が外国証券取引口座により購入される場合には、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注1) 本社債の売出価格は、上記の仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案したうえで、2025年9月中旬までに決定される予定であるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(注2) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、豪ドルにて本社債の払込みを行う。

[円建社債]

売 出 価 格	額面の(未定)% (額面の50.00%から70.00%までを仮条件とする。) (注1)
申 込 期 間	2025年9月16日より2025年9月24日まで
申 込 単 位	額面1,000,000円単位 (注2)
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の 内容	該当事項なし

摘要

- (1) 本社債は2025年9月24日にユーロ市場で発行され、2025年9月25日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の購入および払込みは、本社債の購入者と売出人の間で締結される外国証券取引口座約款に従って行われる。同約款を締結していない購入者は、締結しなければならない。証券が外国証券取引口座により購入される場合には、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法(「証券法」)に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注1) 本社債の売出価格は、上記の仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案したうえで、2025年9月中旬までに決定される予定であるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(注2) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、日本円にて本社債の払込みを行う。

売出社債のその他の主要な要項

本社債は、発行兼支払代理人契約(下記において定義する。)に従いモルガン・スタンレー(「発行会社」)が発行する社債の1シリーズである。

本社債は、発行会社、登録機関としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ/エヌ・ヴィー(ルクセンブルク支店)(以下「登録機関」といい、これには本社債に関し随時任命される承継登録機関を含む。)、契約中に記載される各名義書換代理人(登録機関と総称して以下「名義書換代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継名義書換代理人および追加名義書換代理人を含む。)および財務代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)(以下「財務代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継財務代理人を含む。また発行兼支払代理人契約に基づき任命される追加の支払代理人と総称して「支払代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継支払代理人を含む。)の間で2025年7月21日付で締結された発行兼支払代理人契約(その後随時の修正および/または改訂を含み、以下「発行兼支払代理人契約」という。)に従っている。以下、「代理人」とは、支払代理人および名義書換代理人を意味する。

以下に本社債の要項（「社債要項」）を記載する。

1. 様式、単位および権利

1.1 様式

発行会社は、本社債を記名式で発行する。
記名社債は、個別社債券または包括社債券の様式で発行される。

[米ドル建社債]

本社債は額面10,000米ドル（「額面金額」）で発行される。

[豪ドル建社債]

本社債は額面10,000豪ドル（「額面金額」）で発行される。

[円建社債]

本社債は額面1,000,000円（「額面金額」）で発行される。

1.2 権利

本社債の所有権は、発行兼支払代理人契約の規定に従って登録機関が管理する社債登録簿に登録することにより移転する。社債の券面（個別に「本社債券」）は、本社債の各保有者に対し、その登録された保有に関して発行される。各本社債券には券面番号が付され、社債登録簿に記録される。「保有者」とは、本社債の場合、当該時点において社債登録簿上に登録されている本社債の名義人（共同保有の場合には、社債登録簿上最初に氏名が記載されている者）をいい、「社債権者」も同様に解釈される。

1.3 保有

本社債の保有者は（法により別段求められる場合を除き）、（該当の記名社債の期日が経過しているかどうかを問わず、またこれに対する所有権、信託その他の利害の通知、その券面上の記述もしくは本社債に関する本社債券上の記述（裏書方式の譲渡を除く。）または従前における喪失もしくは盗失の通知にもかかわらず）あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、いかなる者も当該保有者をそのようにみなすことにつき、責任を負うものではない。

1.4 譲渡

下記第1.7項（登録停止期間）および第1.8項（譲渡および登録に関する規則）に従うことを条件として、本社債は、登録機関または名義書換代理人の指定事務所において、必要事項を記載した裏書形式による譲渡証書が付された該当の本社債券を、当該登録機関または（場合により）当該名義書換代理人が譲渡人の所有権および譲渡証書に署名した個人の権限を証明するために合理的に要求する証拠を添えて引き渡すことにより譲渡することができる。ただし、本社債は、譲渡される本社債の元本金額および（保有者の保有する本社債の全部が譲渡されない場合は）譲渡されない本社債の残高に係る元本金額が額面金額でない場合は譲渡することができない。引き渡された本社債券の表章する本社債全部について譲渡対象とされていない場合、譲渡人に対して、本社債の残高につき新規の本社債券が発行される。

1.5 登録および交付

登録機関は、第1.4項（譲渡）に基づく本社債券の引渡しから5営業日以内に当該譲渡を登録し、その指定事務所もしくは（場合により）名義書換代理人の指定事務所において、または（当該保有者の請求により、その危険負担において）当該保有者が特定した住所宛の無保険の第1種郵便（海外宛ての場合は航空便）による郵送で、譲渡された本社債と同額の元本金額を記載した新規の本社債券を、関連する各保有者に対して交付する。本第1.5項（登録および交付）にいう「営業日」とは、登録機関または（場合により）名義書換代理人が指定事務所を置く都市において商業銀行が営業（外貨取引を含む。）を行う日をいう。

1.6 費用

本社債の譲渡は、発行会社もしくは登録機関または名義書換代理人、あるいはそれらを代理する者が無料で行うが、当該譲渡との関連で賦課または課税されるあらゆる性質の公租公課について、登録機関または（場合により）当該名義書換代理人が要求する補償と引き換えとする。

1.7 登録停止期間

本社債の保有者は、当該本社債の元利金の支払期日前15日間において譲渡の登録を要求することができない。

1.8 譲渡および登録に関する規則

本社債の一切の譲渡および社債登録簿への記入にあたっては、発行兼支払代理人契約に別紙として添付される本社債の譲渡に関する細則に従う。この規則は、登録機関の事前の書面による承認を得て、発行会社によって変更される場合がある。現行規則の写しは、これを書面で請求した本社債の保有者に対し、登録機関から（無料で）郵送される。

2. 地位

本社債は、発行会社の上位債務の一部を構成し、発行会社のその他のすべての無担保非劣後債務と同順位である。

発行会社は、本社債が、発行された時点で、連邦準備制度理事会が公表した最終規則に定める意味の「損失吸収力」を構成し、したがって、本プログラムに関して2025年7月21日付で策定された募集目論見書（Base Prospectus）（その後の補足を含む。）に記載された規定のうち、当該発行時に同規則を遵守しうるもののみが適用されることを意図している。この点に関し、発行会社は、持株親会社であって事業を営んでいないため、発行会社の債務（本社債を含む。）を支払うために、発行会社の子会社からの配当金、分配金およびその他の支払金に依拠している。発行会社の重要な子会社との間で締結しているサポート契約に基づき、発行会社は、破綻処理シナリオ（発行会社の破綻処理計画において企図されている、シングル・ポイント・オブ・エントリー破綻処理戦略を含む。）が生じた場合、発行会社の子会社の株式および一定のグループ会社間債権債務を除き、発行会社の重要な資産すべてを、発行会社の重要な子会社への資本および流動性（場合による。）の提供のために拠出し、または劣後ベースで貸し付けることを義務付けられる。かかる債務は、修正再表示担保付サポート契約に従い、発行会社の資産（発行会社の子会社の株式を除く。）によって優先的に担保される。その結果、発行会社の重要な子会社が発行会社の資産（発行会社の子会社の株式を除く。）に対して有する請求権は、実質的に、発行会社および発行会社の子会社の損失吸収のリスクにさらされる発行会社の無担保債務（本社債を含む。）に優先することとなる。

3. 利息

本社債には利息は付されない。

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

本社債は、従前に償還または消却が行われておらず、かつ、社債要項に別段の定めのない限り、社債要項第5項（支払）の定めに従い2045年9月14日（「満期日」）に額面で償還される。

4.2 買入れ

発行会社またはその各子会社は、本社債をいつでも公開市場その他を通じて任意の価格で買入れることができる。

4.3 課税事由による償還

[米ドル建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになると判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する米ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、
「計算金額」とは、10,000米ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、(未定)%である。

「償却利回り」とは、年率(未定)%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日(同日を含む。)から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日(期限前償還日を含む。)(同日を含まない。)までの年数であり、日数計算式(30/360)(ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360)(ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360)(ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

[豪ドル建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサブプレメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項(追加額)に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになると判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項(通知)に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格(および償還日までに生じた利息)により、満期前のいつでも一括で償還(一部償還は認められない。)することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項(通知)に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する豪ドルにおける金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、
「計算金額」とは、10,000豪ドルをいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、(未定)%である。

「償却利回り」とは、年率(未定)%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日(同日を含む。)から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日(期限前償還日を含む。)(同日を含まない。)までの年数であり、日数計算式(30/360)(ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2-Y_1)]+[30x(M_2-M_1)]+(D_2-D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

[円建社債]

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項（追加額）に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになると判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項（通知）に記載する償還通知の付与をもって、以下に記載する適用償還価格（および償還日までに生じた利息）により、満期前のいつでも一括で償還（一部償還は認められない。）することができる。発行会社は、課税事由による償還が生じた場合にはこれを通知する。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および適用償還価格は後記社債要項第13項（通知）に従い交付される通知において特定される。

適用償還価格は、計算代理人が決定する日本円における金額とし、(a)当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、1,000,000円をいう。

「計算代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

「参照価格」とは、（未定）%である。

「償却利回り」とは、年率（未定）%を小数で表示したものである。

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360) (ISDA)」とは、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360) (ISDA)} = \frac{[360x(Y_2-Y_1)]+[30x(M_2-M_1)]+(D_2-D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

4.4 消却

償還された本社債の全部は、消却され、また、発行会社またはその各子会社が買い入れた本社債の全部は、かかる買入を行った者の裁量により消却することができる。償還または買入消却された本社債については、いずれもこれを再発行または再販売することはできない。

5. 支払

5.1 支払

[米ドル建社債]

元本の支払は、米ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がニューヨーク市の銀行において維持する米ドル建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

[豪ドル建社債]

元本の支払は、豪ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がシドニーの銀行において維持する豪ドル建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

[円建社債]

元本の支払は、円建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者が東京の銀行において維持する円建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

5.2 会計関連法令に基づく支払

本社債に関する一切の支払は、いずれの場合も、(i)適用される会計その他の法令（ただし、社債要項第6項（課税）の規定を損なわない。）、ならびに(ii)1986年米国内国歳入法（その後の改正を含み、「内国歳入法」）第1471条(b)に定める合意に基づき要求される源泉徴収または控除あるいは内国歳入法第1471条ないし第1474条、同法に基づく規則もしくは合意、同法の公式解釈または同法に関する政府間対応を実施する法令もしくは公式指針に基づき課される源泉徴収または控除に従って行われる。かかる支払に関して、社債権者にはいかなる手数料または費用も請求されない。

5.3 支払営業日における支払

[米ドル建社債]および[円建社債]

支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付け、または支払期日が支払営業日に該当しない場合は翌支払営業日付けで）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本社債券の引渡し（または、一部のみの支払の場合、裏書き）の日のうちいずれか後に到来する日に郵送される。本社債の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)本第5項（支払）に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において、「支払営業日」とは、(a)東京、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいい、(b)支払われるべき金員については、東京、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

[豪ドル建社債]

支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付け、または支払期日が支払営業日に該当しない場合は翌支払営業日付けで）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本社債券の引渡し（または、一部のみの支払の場合、裏書き）の日のうちいずれか後に到来する日に郵送される。本社債の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)本第5項（支払）に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において、「支払営業日」とは、(a)東京、シドニー、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいい、(b)支払われるべき金員については、東京、シドニー、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

5.4 一部支払

発行会社は、支払代理人が本社債に関し一部のみを支払った場合、かかる支払の金額および日付を社債登録簿に記載させ、また本社債券の呈示に対して一部の支払が行われた場合、かかる支払の金額および日付の明細をかかると本社債券に裏書きさせる。

5.5 基準日

本社債に関する各支払は、かかる支払の期日から適用されるプライシングサプリメントに定める日数前（「基準日」）において、登録機関の指定事務所所在地における営業開始の時点で、社債登録簿に保有者として記載されている者に対して行われる。本社債に関する支払が小切手で行われる場合、当該基準日の営業開始の時点で、社債登録簿に保有者の住所として記載される住所宛に当該小切手を郵送する。

5.6 通貨の利用不能

[米ドル建社債]

該当事項なし

[豪ドル建社債]

発行会社が、本社債の元本ならびにプレミアム、利息および／または追加額（もしあれば）の支払に当たって指定通貨（本第5.6項においては豪ドルを指す。以下同じ。）を利用できない場合（為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなくなったことによるかを問わない）、発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。この相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- (i) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
- (ii) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
- (iii) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で

購入するために、為替相場決定代理人が定評ある外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。

かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その合理的な裁量により、市場為替相場を決定する。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、発行会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関連会社でない場合は、相場提示ディーラーの1社がこれを務める場合がある。

必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由または債務不履行とはならない。

[円建社債]

発行会社が、本社債の元本ならびにプレミアム、利息および／または追加額（もしあれば）の支払に当たって指定通貨（本第5.6項においては日本円を指す。以下同じ。）を利用できない場合（為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなくなったことによるかを問わない）、発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。この相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- (i) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
 - (ii) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
 - (iii) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で
- 購入するために、為替相場決定代理人が定評ある外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。
- かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その合理的な裁量により、市場為替相場を決定する。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、発行会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関連会社でない場合は、相場提示ディーラーの1社がこれを務める場合がある。
- 必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由または債務不履行とはならない。

6. 課税

6.1 追加額

発行会社は、本社債に関して、下記の例外と限定に従い、本社債に係る元金およびその他本社債について支払われる金員の発行会社またはその代理人による純支払額が、当該支払に対してまたはその支払の結果、米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局によって課される租税、賦課金または公租公課の源泉徴収後においてもしくはこれらを理由として、当該時点に支払期の到来している本社債の所定の金額を下回らないようにするために必要な追加額（「追加額」）を、非米国人（下記において定義する。）である社債権者に支払うものとする。

ただし、発行会社は、下記を理由とする社債権者に対する追加額の支払を行うことを要しない。

- (i) 以下が生じていなければ課されなかったであろう租税、賦課金その他の公租公課
 - (a) 社債権者もしくは実質所有者、または当該社債権者が遺産財団、信託、パートナーシップもしくは法人である場合は、その受託者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、現在または過去において米国およびその属領と関係を有していたかまたは有していること（当該社債権者もしくは実質所有者、または受託者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、米国市民もしくは米国の居住者であることもしくはあったこと、米国内で取引もしくは事業を行っていることもしくは行っていたこと、もしくは米国内に滞在していることもしくは滞在していたこと、または米国内に恒久的施設を有していることもしくは有していたことを含むが、これらに限定されない。）、または、
 - (b) 社債権者が、支払期日または支払額に対する引当金設定日のうちいずれか後に到来する日から15日を超えて支払のために呈示を行ったこと。
- (ii) 遺産税、相続税、贈与税、売上税、資産移転税、キャピタル・ゲイン課税、法人税、所得税もしくは人的財産税またはこれらに類する税金、賦課金もしくは公租公課
- (iii) 社債権者もしくは実質所有者が現在または過去において、米国連邦所得税上の同族持株会社もしくは被支配外国法人、もしくはパッシブ外国投資会社であるかもしくはあったこと、米国連邦所得税を免脱するために収益を蓄積した法人であるかもしくはあったこと、または民間財団その他の非課税団体であるかもしくはあったことを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (iv) 本社債に関する支払からの源泉徴収以外の方法で支払われる税金、賦課金その他の公租公課
- (v) 税金、賦課金その他の公租公課の免除もしくは適用除外の前提条件として、米国または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律、規則または公表済みの行政指針により、本社債の保有者または実質所有者の国籍、居住地もしくは身元または米国との関係に関する証明、情報その他につき報告要件を遵守するよう要求されている場合において、かかる遵守を怠らなければ課されることのない税金、賦課金その他の公租公課
- (vi) 内国歳入法第1471条ないし第1474条または当該条項に基づく米国内国歳入庁（「IRS」）との間の合意、同法に基づき公布された適用される米国財務省規則または当該条項を実施する公表済みの行政指針および米国以外の法令であってこれに類似または関連するものに従って課される源泉徴収税（内国歳入法の当該条項、規則、指針または法令に関連した政府間合意（「政府間合意」）または米国と米国以外の課税当局との間のその他の合意に基づく源泉徴収を含む。）
- (vii) 社債権者または実質所有者が、発行会社の全クラスの議決権株式に係る総議決権の10パーセント以上の直接的な、間接的なもしくは推定上の所有者としての地位を従前に有していたかまたは現在有していることを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (viii) 社債権者または実質所有者が、通常の実質取引または事業の過程において締結したローン契約に基づき行う与信との関係で本社債を保有する銀行であることを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (ix) 該当する本社債を欧州連合加盟国または英国における他の支払代理人に呈示することによって社債権者または実質所有者が回避することができたはずの税金、賦課金その他の公租公課
- (x) 上記各号のいずれかの組合せ

また受託者、パートナーシップまたは当該支払の唯一の実質所有者以外の者である非米国人に対する本社債に係る一切の支払について、かかる支払が、自らが社債権者であれば追加額を受領する権利を有して

いなかっただろう当該受託者に関する受益者もしくは設定者、当該パートナーシップの構成員、または実質所有者の所得に税務上算入されることが米国（またはその行政上の下部組織）の法律によって求められる場合、追加額は支払われない。

なお、「非米国人」とは、米国連邦所得税法上の外国法人、非居住者の外国人個人もしくは外国信託、または構成員の1名以上が外国法人、非居住者の外国人個人もしくは外国遺産財団もしくは外国信託の非居住者の外国人受託者である外国パートナーシップをいう。

疑義を生じないように明記すると、いずれかの法域の法律（いずれかの法域のまたは法域内の行政上の下部組織を含む。）により、税金、賦課金その他の公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合、発行会社、代理人、またはその他の者のいずれも、本第6.1項に規定された範囲を除き、当該源泉徴収または控除に関して、社債権者または本社債の実質的所有者に対する追加額の支払を行うことを要しない。

6.2 米国の租税

本社債に係る支払は、米国もしくはその行政上の下部組織またはこれらの課税当局もしくは課税機関によってまたはこれを代理して課される現在または将来の租税のためのまたはこれを理由とする源泉徴収または控除なく行われる。ただし、法律に基づき公租公課の源泉徴収または控除が求められる場合はこの限りではない。源泉徴収を回避するために、本社債の実質所有者（または米国人以外の実質所有者に代わって本社債を保有する金融機関）は、現行の適用法により、実質所有者が偽証した場合は罪に問われることを了解したうえで自らが米国人でないことおよび米国源泉税の非課税制度に係る基準を充足することを証する、適切なIRS様式W-8を適時に提出することを要求される。適切なIRS様式W-8または外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく源泉徴収税を適時に提供しなかったことに起因して課された税金に関する追加額の支払は行われない。

「FATCA」とは、内国歳入法第1471条ないし第1474条、同法の当該条項に基づき締結されたIRSとの間の合意、または同法の当該条項を実施する米国と米国以外の法域間の政府間合意（かかる政府間合意を実施する米国以外の法令を含む。）をいう。

6.3 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（「日本の税法」）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iii) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (iv) 本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

7. 期限の利益喪失事由

7.1 期限の利益喪失事由

[米ドル建社債]

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

(i) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、

(ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、

(iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または

(iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かかる命令が下された日またはかかる有効な決議が可決された日から60日間にわたって効力を維持し、取消し、撤回または破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において、「期限前償還金額」とは、計算代理人が決定する米ドルにおける金額とし、(a) 当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

[豪ドル建社債]

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

(i) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、

(ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、

(iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または

(iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かかる命令が下された日またはかかる有効な決議が可決された日から60日間にわたって効力を維持し、取消し、撤回または破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において、「期限前償還金額」とは、計算代理人が決定する豪ドルにおける金額とし、(a) 当該本社債の計算金額に(b)以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA)に基づき算出される。

[円建社債]

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

(i) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、

(ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、

(iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または

(iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かかる命令が下された日またはかかる有効な決議が可決された日から60日間にわたって効力を維持し、取消し、撤回または破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において、「期限前償還金額」とは、計算代理人が決定する日本円における金額とし、(a) 当該本社債の計算金額に (b) 以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積とする。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

「n」とは、本社債の発行日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（期限前償還日を含む。）（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360) (ISDA) に基づき算出される。

7.2 期限の利益喪失の取消しおよび債務不履行の放棄

一定の状況において、期限の利益喪失事由の一部または全部（期限の利益喪失により支払期の到来したあるシリーズの本社債の元本の不払を除く。）が治癒、免除またはその他の方法で是正された場合、当該シリーズの本社債の元本金額の過半数に係る保有者（一体となって議決権を行使する。）は、本社債に関する従前の期限の利益喪失の宣言を取り消し、または従前の不履行を免責することができる。ただし、当該本社債につき、元本またはプレミアムもしくは利息の支払に関して不履行が継続している場合、その不履行を免除することはできない。

8. 時効

[米ドル建社債]

本社債の償還時の元利金に係る請求権は、該当する本社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a) 当該支払の期限が初めて到来する日、または (b) 当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額をニューヨークにおいて受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日をいう。

[豪ドル建社債]

本社債の償還時の元利金に係る請求権は、該当する本社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a) 当該支払の期限が初めて到来する日、または (b) 当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額をシドニーにおいて受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日をいう。

[円建社債]

本社債の償還時の元利金に係る請求権は、該当する本社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a) 当該支払の期限が初めて到来する日、または (b) 当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額を東京において受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日をいう。

9. 本社債の代り券

本社債または本社債券が紛失、盗失、毀損、汚損または破損した場合には、適用される一切の法律および証券取引所の要件に従って、登録機関（本社債が当該時点において、特定の場所に所在する支払代理人または名義書換代理人の任命を要求する上場機関、証券取引所および／または価格決定システムにおいて上場、売買および／または気配表示が許可されている場合には、かかる上場機関、証券取引所および／または価格決定システムにより要求される場所に指定事務所を有する支払代理人または名義書換代理人）の指定事務所、通常の営業時間内に、その代り券の発行に関して発生する費用を請求者が支払った上で、また発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償その他の条件に従って、代り券が発行される。毀損または汚損した本社債または本社債券は、代り券が発行されるよりも前に引き渡されなければならない。

10. 代理人

各代理人は、発行兼支払代理人契約に基づき、また本社債に関して行為する場合は、発行会社の代理人としてのみ行為し、社債権者に対し義務を引き受けたり、またはこれらに関して代理人もしくは信託の関係を引き受けたりするものではない。かかる代理人に求められる計算・決定機能は、すべて当該代理人が決定する者に委任することができ、また代理人または発行会社が本社債に関して付与、表明、実施または入手した通知、意見、決定、証明、計算、見積りおよび判断は、すべて（明白な誤りまたは故意の不正行為がない限り）発行会社および社債権者を拘束し、かつ（上記に従うことを条件として）代理人または発行会社のいずれかが、本社債に関する権限、義務および裁量を行使しまたは行使しなかったことに関して、社債権者（またはそのいずれか）に対していかなる責任も負わない。

当初代理人およびその当初指定事務所は、下記のとおりである。

名義書換代理人

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ／エヌ・ヴィー（ルクセンブルク支店）
住所 ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクL-2453、ユージーン・ルパート通り2-4、ベルティゴ・ビルディング - ポラリス

支払代理人

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
住所 EC4V 4LA ロンドン市、クイーン・ビクトリア・ストリート160

発行会社は、常に代理人を変更または解任し、後任の財務代理人および登録機関もしくは計算代理人、または追加もしくは後任の支払代理人を任命する権利を留保する。ただし、次の各号に従う。

- (i) 本社債に関して、常に登録機関が任命されていること、および
- (ii) 発行会社が常に計算代理人を維持していること

支払代理人またはその指定事務所に変更が生じた場合には、社債要項第13項（通知）に従い社債権者に対して速やかにこれを通知する。

他の規定にかかわらず、計算代理人は、発行会社または社債権者の代理人としてではなく、専門家として行為する。計算代理人が行った一切の決定、検討および判断は、明白な誤り、故意の不履行または背信がない限り、最終的かつ確定的であり、計算代理人は、自己に故意の不履行または背信がある場合以外は当該決定に関して何らの責任も負わない。

11. 社債権者集会および修正

11.1 社債権者集会

発行兼支払代理人契約には、本社債に関する事項（社債要項の規定の修正を含み、かかる修正は特別決議で承認された場合に行うことができる。）について検討する社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。当該集会は発行会社がこれを招集することができ、また発行済未償還本社債の元本総額の10%以上を有する社債権者が書面により請求した場合には、発行会社はこれを招集しなければならない。招集された集会において特別決議につき議決権行使するための定足数は、発行済未償還本社債の元本総額の過半数を保有または表章する2名以上の者とし、また延会においては、保有または表章される本社債の元本金額にかかわらず、社債権者もしくはその代理人である2名以上とする。ただし、留保事項については、発行済未償還本社債の元本総額の4分の3以上（延会の場合は4分の1以上）を保有または表章する2名以上の者によって定足数が構成される社債権者集会で可決された特別決議によってのみこれを承認することができる。当該集会で正当に可決された特別決議は、出席の有無にかかわらずすべての社債権者を拘束する。

また、社債権者集会の通知を当該時点において受領する権利を有する全社債権者により、またはこれを代理して署名された書面決議は、特別決議効力を有するものとみなされる。かかる書面決議は、1通の書面または同一様式の複数の書面に記載することができ、そのいずれも、1名以上の社債権者により、またはこれを代理して署名される。

本項において、
「特別決議」とは、投票された議決権の4分の3以上の多数により正当に招集・開催された集会で可決された決議をいう。

「留保事項」とは、本社債の元利金の支払予定日の変更、本社債につきいずれかの日付で支払われる元利金の減額、本社債に関する支払額の計算方法もしくは支払日の変更、本社債に基づく支払に係る通貨の変更、または集会に係る定足数の要件もしくは特別決議の可決に必要な多数要件の変更に関する提案をいう。

11.2 修正

- (i) 本社債および社債要項は、発行会社が次の各号に該当すると合理的に判断する場合、社債権者の同意なく修正することができる。
 - (a) 明白な誤りの是正、または形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正
 - (b) 曖昧性を解消しまたは瑕疵のある規定を是正もしくは補足するための修正
 - (c) 是正しなければ、是正対象の条件が本社債の販売時およびその後の取引時に意図された条件を表章しなくなる場合における、誤りもしくは脱漏を是正するための修正
 - (d) あるいは社債権者の利益を重大に損なわない修正
- (ii) 発行兼支払代理人契約の当事者は、その規定の修正に合意することができるが、発行会社は、かかる修正が上記第11.2(i)項の類型に該当する修正でない限り、社債権者の同意なくかかる修正に合意してはならない。

11.3 社債権者の利益

社債要項に関して、発行会社および財務代理人は、社債権者一体としての利益を考慮しなければならない。また特に、発行会社および財務代理人は、個々の社債権者に関して、これらが目的の如何を問わずある特定の地域に所在もしくは居住し、またはその他当該地域と関係性を有するかその管轄に服していることにより、かかる社債権者に生ずる影響（ただしこれらに限定されない。）については考慮しない。

11.4 可分性

社債要項の規定のいずれかが無効であるか無効となった場合にも、その他の規定の有効性に何ら影響を及ぼすものではない。

12. 追加発行

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、あらゆる点について（または初回の利払を除くあらゆる点について）本社債と同一の条件を有する追加の社債を、本社債と同一のシリーズを構成するように随時追加的に設定し発行することができる。

13. 通知

13.1 通知

本社債の保有者に対する通知は、社債登録簿に記載される保有者それぞれの最新の住所宛に、第1種郵便（またはそれと同等のもの）または（海外の住所に宛てた場合）航空便により送付される。包括様式による記名式の本社債の保有者に対する通知は、当該通知を、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）および/もしくはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム・ルクセンブルグ」）ならびに/またはその他の関連決済機関に、これらによる本社債の保有者に対する連絡のために交付することによって送付される。

13.2 非上場の場合の通知

非上場の本社債の社債権者に対する通知は、新聞、発行会社のウェブサイト (<http://sp.morganstanley.com/EU/Documents>) その他において公表される場合がある。

14. 損害

発行会社または代理人は、本社債に関して期日に支払われなかった金員または期日に引き渡されなかった資産の引渡日までの利息を除き、いかなる場合も間接的、偶発的、派生的その他の損害に対し（かかる損害の可能性を通知されていたか否かにかかわらず）責任を負わない。社債権者は、損害賠償を受ける権利のみを有しており、本社債の特定の履行に関する救済を受ける権利を有しない。

15. 端数処理

[米ドル建社債]

社債要項に記載される計算について（社債要項に別段の定めがある場合を除き）、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し（すなわち0.000005%は0.00001%となる。）、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル額はすべて、1米セント未満を四捨五入し（すなわち0.5米セントは切り上げる。）、また(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入（すなわち0.005は0.01となる。）する。

[豪ドル建社債]

社債要項に記載される計算について（社債要項に別段の定めがある場合を除き）、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し（すなわち0.000005%は0.00001%となる。）、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル額はすべて、1米セント未満を四捨五入し（すなわち0.5米セントは切り上げる。）、(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた豪ドル額はすべて小数点以下第3位以下を四捨五入し（すなわち、0.005豪ドルは0.01豪ドルとなる。）、また(d)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入（すなわち0.005は0.01となる。）する。

[円建社債]

社債要項に記載される計算について（社債要項に別段の定めがある場合を除き）、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し（すなわち0.000005%は0.00001%となる。）、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル額はすべて、1米セント未満を四捨五入し（すなわち0.5米セントは切り上げる。）、(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた日本円額はすべて、1円未満を四捨五入し（すなわち0.5円は切り上げる。）、また(d)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入（すなわち0.005は0.01となる。）する。

16. 発行会社の代替

16.1 モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項（発行会社の代替）に定める条件に従い、社債権者の同意を得ることなく、いつでも本社債の主債務者としての発行会社の地位を、発行会社の子会社に代替させることができる。ただし、かかる代替が行われる本社債の元本、プレミアム、利息および補足支払金（もしあれば）ならびに当該本社債に係る追加額が、満期その他により支払期日が到来した時点で支払われることについて、発行会社による保証に基づき全額かつ無条件に保証されることを条件とする。さらに、社債権者が、保証の条件に基づき、（保証会社としての）発行会社に対して直接訴訟を提起する前に、代替法人に対して求償権を行使することを要求されないことを条件とする。

16.2 モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項（発行会社の代替）に定める条件に従い、社債権者の同意を得ることなく、いつでも自己の地位を、モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることができる。ただし、かかる法人が、当該代替日においてかつ発行会社の意見において発行会社と同等以上の信用力を有していること（これは代替法人（以下に定義される。）が、少なくとも1社以上の国際資本市場において標準的に採用される格付機関（S&P、ムーディーズおよびフィッチを含むがこれらに限定されない。）から発行会社と同等以上の長期信用格付けを取得している場合をいう。）を条件とする。

16.3 代替の条件

前第16.1項（モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替）または第16.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に定める他の法人（「代替法人」）による発行会社の代替は、以下の条件に従うものとする。

- (i) 代替法人が、発行会社に代わって、当初から当事者であるかのように発行兼支払代理人契約（代替に伴う適切な変更を含む。）の当事者となること。
- (ii) 代替法人が、その設立地の法律に基づき有効に存続し、本社債、受領金および利息に基づく一切の権利、義務および債務を引き受ける能力を有し、かつ、本社債に基づくかかる一切の権利、義務および債務を引き受けるために必要な一切の法人としての授權を得ていること。
- (iii) 代替法人が、本社債に関連する自己の義務の履行に必要な一切の政府機関または規制機関による承認および同意を取得しており、かつ、かかる承認および同意がいずれも完全な効力を有すること。
- (iv) 以下の条件は、前第16.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に基づく発行会社の代替の場合に限り適用される。

- (a) 代替法人および発行会社が、代替法人の設立国およびニューヨークにおいて定評ある独立の法律顧問から、本社債に基づく代替法人の義務は、代替法人の適法、有効かつ拘束力を有する義務である旨の法律意見書を取得していること。
- (b) 該当する本社債が当該時点において格付けされている場合、代替法人が、代替により本社債の全部または一部について格付けの取消し、格付けの引下げまたはクレジット・ウォッチもしくはネガティブ見通しの指定を受けることにはならない旨の確認書を代替日までに該当する格付機関から取得していること。
- (v) 必要とされる一切の同意および承認が取得済みであり、かつ、代替法人および本社債がいずれも証券法に基づき適用あるすべての要件を遵守していること。
- (vi) 財務代理人が発行会社に対して、予定代替法人について該当する「身元確認」手続を完了した旨確認していること。
- (vii) かかる代替が、本社債が上場されている証券取引所の規則により許容され、かつ、当該各証券取引所が、予定された代替法人による代替後も本社債の当該取引所における上場が維持される旨確認していること。
- (viii) 本社債、受領金および利息に係る支払いのうち、当該時点において期日を経過したものは存在しないこと。
- (ix) かかる代替の時点において、代替法人が本社債に起因または関連して生じる一切の支払債務を、公租公課の源泉徴収（当該代替が生じなかった場合に、発行会社から支払われる金額に適用されていたであろうあらゆる種類の源泉徴収税を除く。）を行うことなく、自由に交換および譲渡可能な適法な金員をもって履行し、かつ、かかる目的のために必要とされる一切の金員を何らの制約も受けることなく財務代理人に譲渡することができる状態にあること。
- (x) 適切な場合、代替法人が英国において本社債に起因または関連して発生した訴訟または手続に関して自己の代わりに訴状の送達を受けるための代理人として訴状送達代理人を任命していること。

16.4 社債要項における発行会社への言及

本第16項に従い代替が行われた場合、社債要項において発行会社という場合、代替法人を指すものと解釈される。

16.5 社債権者に対する通知

発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、社債要項第13項（通知）に従い、社債権者に代替について通知する。

16.6 代替権の行使による結果を考慮する義務を負わないこと

発行会社は、本第16項に基づく代替権に関連し、当該権利の行使が個別の社債権者に及ぼす結果を考慮する義務を負わない。ただし、代替法人は、かかる代替の結果として社債権者に課されるまたは源泉徴収もしくは控除することが求められる租税、賦課金その他の公租公課について、本社債、受領金および利息の各保有者を補償する。

16.7 代替による税務上の影響

発行会社が、発行会社に代えて別の事業体を本社債上の主たる債務者とした場合、本社債の保有による税務上の影響（源泉徴収税に係る影響を含む。）が変化する可能性がある。社債要項第6.1項（追加額）に定める場合を除き、本社債について源泉徴収が求められた場合でも、発行会社は追加額の支払を行うことを要しない。

17. 社債権者の表明および承認

各社債権者は、本社債の取得に際して、発行会社に対し次の事項を表明し承認したものとみなされる。

- (i) 発行会社もしくは関連会社、またはこれらの代理人のいずれも、社債権者の受託者として行っておらず、または本社債に関して投資、税務、会計、法律その他に係る助言を行っておらず、かつ、社債権者およびその顧問は、発行会社または関連会社の連絡（書面によるか口頭によるかを問わず、社外の顧問による意見を含むがこれに限定されない。）につき、(a) 法律、規制、税務、事業、投資、財務、会計その他に係る助言、(b) 本社債に対する投資の推奨、または(c) 本社債に対する投資結果の予想に関する確約または保証（本社債の条件に関する情報および説明は、上記の助言、推奨、確約または保証とはみなされず、かかる投資を行う前に、受領者およびその顧問がこれを独自に確認しなければならない旨了解されている。）として依拠していないこと。ならびに、
- (ii) 当該社債権者が、(a) 必要とみなした範囲で、自己の任用した法律、規制、税務、事業、投資、財務および会計顧問に助言を求めており、発行会社もしくは関連会社またはそれらの代理人の見解に拠らずに、自己の判断および必要とみなした顧問の助言に基づき独自に投資、ヘッジおよび取引の判断を行っていること、ならびに(b) その条件およびリスクを完全に理解したうえで本社債を取得しており、かかるリスクを引き受ける能力および意思があること。

18. 準拠法および裁判管轄

18.1 準拠法

本社債および発行兼支払代理人契約は、ニューヨーク州法に準拠する。

18.2 裁判管轄

発行会社は、社債権者のために、(i)本社債に起因または関連して生じる訴訟または法的手続の目的上に限り、ニューヨーク州の裁判所またはニューヨーク市マンハッタン区に所在する米国連邦裁判所の非専属的裁判管轄に取消不能の形で服し、(ii)現在または将来有する可能性のある、ニューヨーク州の裁判所またはニューヨーク市マンハッタン区に所在する米国連邦裁判所における訴訟または法的手続の裁判地に係る異議、および当該裁判所に申し立てられた当該訴訟または手続が利便性のない法廷に申し立てられたとの主張を、法で認められる最大限の範囲で、取消不能の形で放棄する。発行会社は、当該訴訟または法的手続の最終判決が確定的なものであり、当該判決に基づく訴訟またはその他法に定める方法によりその他の法域で執行できることに同意する。

第3【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

令和7年6月30日関東財務局長に提出

事業年度 2025年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2025年中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

令和7年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2026年中（自2026年1月1日 至2026年6月30日）

令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年8月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年7月14日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 米ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2045年9月14日満期 円建ゼロクーポン社債に関する情報]

「本社債に関するリスク要因」

[米ドル建社債]、[豪ドル建社債]および[円建社債]

本社債の価値または利回りは、為替相場および為替管理の影響を受けるおそれがある。

一部通貨の利用不能性

各国政府は、その時々において、関連する通貨の利用可能性に影響するような為替管理を強制してきており、今後もそのおそれがある。また実際の為替管理が行われていない場合でも、ある有価証券の支払期が到来した時点で、その適用通貨が利用可能でない場合もある。

本社債の流通市場での取引は制限されるおそれがある。

投資予定者は、本社債を満期まで保有する意思を有するべきである。本社債の流通市場の性質および範囲は予測不能であり、本社債については、流通市場がごく少数であるかまたは存在しない場合がある。そのため、本社債を保有しようとする者は、本社債の流動性をリスクとして考慮すべきである。本社債が証券取引所または価格決定システムにおいて上場または気配表示されている場合であっても、かかる事実は同等の本社債が上場または気配表示されていない場合よりも流動性が高くなるまたは低くなることを意味するものではなく、発行会社は上場または気配表示が恒久的に維持されることを保証することはできない。本社債が上場または気配表示されていない場合、本社債の売買にはより大きな困難が伴い、価格情報の透明性にも欠けるおそれがある。

さらに、発行会社は、本社債の一部の発行に関してルクセンブルグ証券取引所の公式上場リストへの登録およびルクセンブルグ証券取引所の規制市場またはユーロMTF市場での売買の許可、スイス証券取引所における上場または売買、または他の上場機関、証券取引所および／もしくは価格決定システムにおける上場、売買および／もしくは気配表示の許可を申請することがあるが、上場の許可を得るには関連する上場要件が充足されなければならない。また流通市場が存在したとしても、投資家が本社債を容易に売却または取引するだけの十分な流動性を欠くおそれもある。モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびモルガン・スタンレーの他の子会社は、随時本社債のマーケットメイクを行おうが、いずれもこれを要求されるものではない。いずれかの時点でモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよび発行会社の他の子会社がマーケットメイクを行わなくなった場合、本社債に関して流通市場がごく少数となるかまたは存在しなくなるおそれがある。このことは、社債権者が随時本社債を売却する能力に影響を及ぼす可能性がある。

投資家は株主としての権利を有していない。

投資家は、本社債の所有者として、議決権もしくは配当、利息その他の分配の受領権（適用ある場合）、またはその他の裏付となる有価証券もしくは指数に関する権利を何ら有していない。

為替相場が判決価額に影響を及ぼすおそれがある。

本社債はニューヨーク州法に準拠する。ニューヨーク州の裁判所が外貨建ての有価証券に係る訴訟において判決を登録する場合、当該裁判所は、判決登録日における当該外貨と米ドルの実勢為替相場に基づき判決を米ドル建てで登録するか、または判決を外貨建てで登録したうえで、判決もしくは決定の登録日の実勢為替レートで判決もしくは決定を米ドル額に換算することとなる。

本社債は最終償還日前に償還されるおそれがある。

本社債の特定のシリーズにつきプライシングサプリメントにおいて別段の記載がない限り、管轄当局によりまたはこれを代理して課税、課金、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる種類の税金、租税、賦課金または公租公課について源泉徴収または控除が行われたことにより、発行会社が本社債について負う支払債務の金額が増加することとなった場合、発行会社は社債要項に従い、当該プライシングサプリメントに明記される期限前償還金額にて、発行済未償還である本社債の全部を償還する場合がある。

加えて、本社債が他の一定の状況において発行会社の任意で償還可能であるとプライシングサプリメントに定められる場合、発行会社は、実勢金利が比較的低率となっている時期に本社債の償還を選択することがある。かかる場合、投資家は償還による手取金を、該当の本社債の実効金利と同程度に高い料率で同様の有価証券に再投資できないことがある。

一定の本社債について何らかの理由により期限前に償還される場合、発行会社が支払う金額は、本社債が満期償還された場合に支払われる金額を下回る場合がある。

また、発行会社に債務不履行事由がある状況において、投資家は発行会社に対し、当該本社債の期限前償還金額について無担保の請求権を有することになる。

包括様式による本社債

包括社債券（下記において定義する。）はユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム・ルクセンブルグ」）ならびに/または適用されるプライシングサプリメントに特定されるその他の決済機関（かかる機関を、以下「関連決済機関」という。）により、またはこれを代理して保有される場合があるため、投資家は、譲渡、支払および発行会社との連絡についてはこれらの機関の手續に依拠しなければならない。

発行された本社債は、恒久包括社債券（それぞれ「包括社債券」）に対する持分によって表章されることがある。この包括社債券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共同預託機関（もしくはそのノミニ）または共同保管機関（もしくはそのノミニ）名義で登録されることがある。

本社債が一または複数の包括社債券により表章されている間、発行会社は関連決済機関による口座保有者への分配を通じて支払を行うことにより本社債に基づく支払義務を履行する。包括社債券に対する持分の保有者は、関連する本社債に基づく支払の受領に関して、関連決済機関の手續に依拠しなければならない。発行会社は、包括社債券の受益権に関連する記録の維持、またはかかる受益権との関係で行われた支払につき、一切の責任または義務を負わない。

包括社債券に対する受益権の保有者は、関連する本社債につき議決権を行使する直接的な権利を有しない。当該保有者は上記に代えて、関連決済機関により、適切な代理人を任命し得るという範囲でのみ、権利行使することが認められている。

修正および放棄

本社債の社債要項には、社債権者の一般的な利益に影響を及ぼす事項について検討するための社債権者集会の招集に係る規定が含まれている。同規定により、所定の多数は、当該集會に出席せず議決権を行使しなかった社債権者およびかかる多数意見と反対の議決権行使をした社債権者を含む全社債権者を拘束することが許容される。本社債の保有者は、自らが所定の多数の一部ではなかった場合（当該保有者が当該集會に出席しなかった場合を含む。）、自らの利益に悪影響を及ぼす可能性のある事項について所定の多数の社債権者の決定により拘束されることを認識すべきである。

法改正

本社債の社債要項は、募集目論見書（Base Prospectus）の日付現在のニューヨーク州法に準拠している。募集目論見書の日付以降生ずるおそれのある司法判断またはニューヨーク州の法令の改正による影響については何らの保証も与えることができない。

税務上考慮すべき事項

一定の投資家について、特別な税務上の考慮が必要な場合がある。投資を行おうとする者は、この投資が税務上意味するところを判断するため、自身の税務顧問に相談するよう推奨される。非米国人保有者は、社債の実質的所有者が必要書類を源泉徴収代理人に提出する場合を除き、米国の源泉徴収課税を課される。法律上租税の源泉徴収または控除が求められる場合、社債に関する支払は適用される源泉徴収税の差引後の純額で行われ、かつ当社は非米国人保有者に対し源泉徴収額に関して追加的な支払を行うことを求められない。

信用リスク

本社債に基づく発行会社の債務は担保されない。社債権者は、発行会社の信用リスクを負う。信用リスクとは、本社債の元本、利息その他の支払いの計算方法にかかわらず、発行会社が、かかる本社債に基づく義務を充足できないリスクである。発行会社の格付けには関連する格付会社の独立した意見が反映され、発行会社の信用の質を保証するものではない。発行会社が本社債に基づく義務を充足できない場合、投資家が本社債から得る利益に重大な悪影響を及ぼし、投資家は、最大で自己の投資の全額を失うおそれがある。

利益相反

発行会社およびその関連会社は、本社債に関連して複数の資格において行為する可能性があり、個々の社債権者の特定の利益を考慮する必要はない。かかる当事者はまた、本社債または本社債が影響を受ける資産に関して商取引を締結する可能性があり、当該当事者は、各種書類に記載されている手数料に加えて、かかる商取引から収益および利益を、それについて説明する義務を負うことなく稼得する可能性があり、または、社債権者一般にとって不利益となる形で行う可能性がある。

発行会社は社債権者の同意を得ることなく代替される可能性がある。

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、また、一定の条件が充足されることを前提として、(i)発行会社の地位をモルガン・スタンレーの子会社に代替させること、または、(ii)発行会社の地位をモルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることに同意することができる（ただし、かかるモルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人が、発行会社と同等以上の信用力を有していることを条件とする。）。かかる代替の結果、本社債の価値が低下する可能性がある。また、発行会社が、発行会社の地位を別の事業体に代替させる場合、本社債の保有による税務上の影響（源泉徴収税に係る影響を含む。）が変化

する可能性がある。社債要項第6.1項（追加額）に定める場合を除き、本社債について源泉徴収が求められた場合でも、追加額の支払を行うことを要しない。

本社債の価値は、予測不可能な要因によって影響を受ける可能性がある。

本社債の価値は、以下に記載する要因を含む、発行会社および／またはその関連会社の支配の及ばない複数の要因によって影響を受ける可能性がある。

- (i) 金利 本社債への投資は金利リスクを伴うことがある。金利水準は日々変動する可能性があり、その結果本社債の価値も日々変動する可能性がある。金利リスクは、市場金利水準の将来の変動に関する不確実性によってもたらされる。
- (ii) インフレーション 本社債への投資はインフレリスクを伴うことがある。インフレ率は一または複数の法域における経済、財政および政治情勢によって影響を受ける可能性がある。インフレ率は、金利または通貨の変動とは相関しない著しい変動にさらされる可能性もある。そのため、投資家は、平均的なインフレ水準が自らの予測と一致したとしても、変動のタイミングが本社債の価値に影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。
- (iii) 残存期間 一般的に、本社債の期間に対して価格決定要因が及ぼす影響は、満期日が近づくにつれ低減するものである。しかしながら、この価格決定要因の影響の低減は、必ずしも満期日まで一貫して進行するとは限らず、一時的に加速および／または減速する可能性がある。
- (iv) 信用力 本社債を購入する投資予定者は、発行会社の信用力に依拠するものであって、その他の者に対しては何らの権利も有しない。発行会社が支払不能に陥った場合、投資家は、他の価値決定要因が有利な展開を見せた場合でもそれにかかわらず、自身の投資の全額を失う可能性がある。支払債務の全額を履行する発行会社の能力は、発行会社が支払不能の状態にないことを前提としている。

上記要因の一部または全部は、投資家が満期前に保有する本社債を売却した場合に受領する価格（一般的に「流通市場価格」とよばれる。）に影響を及ぼす。流通市場価格は、市場金利またはインフレ率の変動、本社債の発行および販売に関して販売会社およびその他の仲介機関に対して支払われる金額、ならびに発行会社の債務のヘッジに係る金額等が考慮されることにより、発行日現在の発行済みの本社債の市場価値を下回る可能性がある。これらの要因すべての結果、投資家は、所定の満了日または満期日より前に本社債を売却する場合、流通市場において、当該時点における本社債の本来の市場価値を下回るおそれのある金額を受領する可能性があり、かかる金額はまた、投資家が満期まで本社債を保有していれば受領したはずの金額を下回る可能性もある。

大幅な割引価格または割増価格で発行される本社債

元本金額から大幅に割引または割増された価格で発行される本社債の市場価値は、通常の変動に対して、一般的な利付きの本社債の価格よりも大きく変動する傾向にある。一般的に、そのような本社債は、同等の満期期間の一般的な利付きの本社債と比べた場合に、満期までの残存期間が長いほど、価格の変動も大きくなる。

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく本社債の要項を修正する可能性がある。

発行会社は、社債要項第11.2項（修正）に基づき、発行会社の意見において、明白な誤りの是正、または形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正、曖昧性を解消または瑕疵のある規定を是正もしくは補足するための修正、是正しなければ、是正対象の条件が本社債の販売時およびその後の取引時に意図された条件を表章しなくなる場合における、誤りもしくは脱漏を是正するための修正、あるいは社債権者の利益を重大に

損なわない修正である場合、社債権者の同意なく本社債の要項を修正することができる。投資予定者は、発行会社は、社債要項第11.2項（修正）に基づき本社債の要項を修正する前に、社債権者を含む他の当事者と協議をする義務を負わないことに留意すべきである。発行会社は、かかる判断を行うにあたり、その裁量権を行使することができ、社債権者は、かかる修正について社債権者の同意は必要とされないという事実にもかかわらず、社債要項第11.2項（修正）に基づいてなされたかかる修正によって拘束される。

インフレーションに関するリスク

インフレーションとは、時間の経過とともに物価が上昇し、貨幣の購買価値が下落することをいう。インフレーションの影響により、同額の金銭で購入できる商品やサービスは時間の経過とともに減少する。また、本社債への投資の実質リターン（または利回り）は、インフレーションによって減少する。したがって、インフレ率が高いほど本社債の実質利回りは低くなり、インフレ率が本社債の利回りと同じまたはそれ以上であれば、本社債の保有者が達成できる実質利回りはゼロまたはマイナスになる。このように、インフレーションは本社債の価値およびリターンにマイナスの影響を及ぼす可能性があり、本社債を購入する前にインフレーションの潜在的影響（本社債について定められた期間中にインフレ率が上昇すると予想される場合を含む。）を検討する必要がある。

[米ドル建社債]および[豪ドル建社債]

本社債の価値または利回りは、為替相場および為替管理の影響を受けるおそれがある。

一般的な為替相場および為替管理リスク

本社債が投資家の本国通貨以外の通貨建てである場合、本社債に対する投資には重大なリスクを伴う。かかるリスクには、本国通貨と換算対象通貨の間の為替相場に重大な変動が生ずる可能性や、関係政府機関の為替管理が強制または修正される可能性を含む。これらのリスクは一般的に発行会社が制御できない経済上および政治上の事象に左右される。かかるリスクは、本社債に基づきなされるべき支払、ひいては、本社債の価値または利回りに影響を及ぼす可能性がある。投資家は、本社債が、その居住または事業を営む国の通貨（本国通貨）以外の通貨建てであるか、本国通貨以外で支払われる場合、または本社債の支払が当該通貨の価値に連動して行われる場合の本社債への投資に伴う固有のリスクにつき、財務および法務顧問に相談すべきである。これに該当する本社債への投資は、外貨建取引に精通していない投資家には適切でない。

投資家の投資に対する為替相場の影響

近年、一部通貨間の為替相場は非常に変動的となっており、この変動性は今後も継続するおそれがある。過去における特定の為替相場の変動が、本社債の期間に生ずる変動を示唆するとは限らない。投資家の本国通貨または本社債の支払通貨に対する相場下落に伴い、本社債の実効利回りがその表面利率を下回り、投資家の本国通貨を基準とした場合、全体として投資家に損失が生じる可能性がある。また、本社債の特定の要項次第では、関連通貨の為替相場が変動することにより、その実効利回りが低下したり、該当する本社債の価値の全部または重要な部分を投資家が喪失したりする結果となる可能性がある。

発行会社は為替レートを操作することはできない。

為替レートは、変動レートの場合と固定レートの場合とがある。多くの経済先進国の為替レートは、相関的に価値が変動する仕組みとなっている。しかし、各国政府はその時々において、本国の中央銀行による介入、規制上の管理の強制もしくは税金の賦課、または本国通貨の為替レートに影響を及ぼすことを目的とした金利の変更といった様々な手段を用いることがある。各国政府はまた、既存の通貨を代替するために、ま

たは、平価切下げもしくは平価切上げによって為替レートもしくは相対的な為替特性を変更するために、新たな通貨を発行することもある。このような政府による措置は、本来であれば経済力や国際的な為替動向に応じて起こるはずの通貨の評価や通貨の変動に変化をもたらす、または影響を及ぼす可能性がある。

その結果、このような政府による措置は、投資家の自国通貨以外の通貨建てのまたはかかる通貨で支払いが行われる本社債に関し、投資家の自国通貨による利回りまたは支払いに悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社は、為替レートが固定化された場合、平価切下げもしくは平価切上げまたは為替管理その他の規制上の管理の強制もしくは税金の賦課が行われた場合、あるいは通貨に影響を及ぼすその他の動きがあった場合でも、本社債の条件を調整または変更することはない。したがって、これらのリスクは投資家の負担となり、本社債の利回りおよび価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる
要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

金融商品取引法第5条第4項に掲げる要件を 満たしていることを示す書面

会社名 : モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

代表者の氏名および役職 : 授権署名者 山来 信子
(Nobuko Yamaki, Authorized Signatory)

1. モルガン・スタンレー（「当社」）は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（令和6年9月27日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(令和元年10月28日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 5億7,309万7,000円

(令和元年10月28日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 4億8,170万3,760円

(令和元年11月26日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 8億9,356万4,000円

(令和2年6月12日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 31億901万2,400万

(令和3年1月29日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 7億1,316万5,310円

(令和4年2月15日の売出し)
券面総額又は振替社債の総額 : 43億4,779万1,800円

合計額 : 101億1,833万4,270円

2024年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実

モルガン・スタンレー、2025 年度第 1 四半期決算を発表

純収益は 177 億ドル、1 株当たり利益は 2.60 ドル、有形普通株主資本利益率は 23.0%

[ニューヨーク、2025 年 4 月 11 日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」) は本日、2025 年 3 月 31 日をもって終了した第 1 四半期の純収益が前年同期の 151 億ドルに対し、177 億ドルになったと発表した。モルガン・スタンレーに帰属する純利益は 43 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 2.60 ドル¹であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 34 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 2.02 ドル¹であった。

会長兼最高経営責任者(CEO)であるテッド・ピックは次のように述べている。「Integrated Firm(事業が一体的に統合された企業)は、純収益が過去最高の 177 億ドル、1 株当たり利益は 2.60 ドル、有形普通株主資本利益率は 23.0%と、極めて力強い四半期決算を計上した。法人・機関投資家向け証券業務の堅調な実績は市場関連事業が主導し、株式業務の純収益は 41 億ドルと過去最高を記録した。ウェルス・マネジメント業務と投資運用業務の総顧客資産は 7.7 兆ドルとなり、940 億ドルの新規純資産によって支えられた。こうした業績は、当社が明確な戦略を着実に実行し、世界の全拠点において持続的な成長を推進していることを示している。」

業績の概要^{2,3}

全社 (単位: 1 株当たりの数値を除き 百万ドル)	2025 年度 第1四半期	2024 年度 第1四半期
純収益	\$ 17,739	\$ 15,136
信用損失引当金繰入額	\$ 135	\$ (6)
人件費	\$ 7,521	\$ 6,696
人件費以外の費用	\$ 4,539	\$ 4,051
税引前利益 ⁶	\$ 5,544	\$ 4,395
MS に帰属する純利益	\$ 4,315	\$ 3,412
費用効率性比率 ⁸	68%	71%
希薄化後 1 株当たり利益 ¹	\$ 2.60	\$ 2.02
1 株当たり純資産	\$ 60.41	\$ 55.60
1 株当たり有形純資産 ⁴	\$ 46.08	\$ 41.07
株主資本利益率	17.4%	14.5%
有形普通株主資本利益率 ⁴	23.0%	19.7%
法人・機関投資家向け証券業務		
純収益	\$ 8,983	\$ 7,016
投資銀行業務	\$ 1,559	\$ 1,447
株式	\$ 4,128	\$ 2,842
債券	\$ 2,604	\$ 2,485
ウェルス・マネジメント業務		
純収益	\$ 7,327	\$ 6,880
手数料ベースの顧客資産 (十億ドル) ⁹	\$ 2,349	\$ 2,124
手数料ベース資産の流入 (十億ドル) ¹⁰	\$ 29.8	\$ 26.2
純新規資産 (十億ドル) ¹¹	\$ 93.8	\$ 94.9
ローン (十億ドル)	\$ 162.5	\$ 147.4
投資運用業務		
純収益	\$ 1,602	\$ 1,377
AUM (十億ドル) ¹²	\$ 1,647	\$ 1,505
長期純流出入額 (十億ドル) ¹³	\$ 5.4	\$ 7.6

業績のハイライト

- 第 1 四半期の純収益は過去最高の 177 億ドルを計上し、事業セグメント全体における力強い業績と Integrated Firm としての強さを示した²⁰。
- 全社の第 1 四半期の有形普通株主資本利益率は 23.0%であった^{2,4}。
- 全社の第 1 四半期の費用効率性比率は 68%であった。当四半期の費用には、3 月に全事業セグメントを対象として実施した従業員関連措置に関連する 144 百万ドルの退職費用を含んでいる^{3,8,19}。
- 当四半期に普通株式等 Tier 1 自己資本は 19 億ドル増大し、当四半期末現在の普通株式等 Tier 1 自己資本比率(標準的手法)は 15.3%となった¹⁶。
- 法人・機関投資家向け証券業務の純収益は、過去最高の 90 億ドルを計上した。これは、株式業務の過去最高の業績と、債券引受業務の拡大を背景とする堅調な投資銀行業務の業績を反映している²⁰。
- ウェルス・マネジメント業務の当四半期の税引前利益率は 26.6%となった⁷。73 億ドルの純収益は、堅調な資産運用手数料収益と顧客活動の活発化を反映している。同業務は当四半期に 940 億ドルの純新規資産を加え、手数料ベースの資産流入額は 300 億ドルであった^{10,11}。
- 投資運用業務の業績は純収益が 16 億ドルとなり、主に平均運用・管理資産(AUM)が 1.7 兆ドルへと増加したことによる資産運用手数料の増加が寄与した。当四半期の長期純資金流入額は 54 億ドルとなった¹³。

2025年度第1四半期の業績

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の当四半期の純収益は、前年同期の70億ドルに対し、過去最高の90億ドルとなった²⁰。税引前利益⁶は、前年同期の24億ドルに対し、33億ドルであった。

投資銀行業務の収益は、8%増加:

- ・ アドバイザリー業務の収益は、完了ベースのM&A取扱高の増加を受けて増収となった。
- ・ 株式引受業務の収益は、発行体および投資家が市場の不確実性を見極める動きを示したため、前年同期比で減少した。
- ・ 債券引受業務の収益は、非投資適格ローンの発行増加を受けて、前年同期比で増加した。

株式業務の純収益は、45%増加:

- ・ 株式の過去最高の純収益は、すべての事業部門と地域、特にアジアにおける増収を反映している。変動率が高まる取引環境下における力強い顧客活動を背景に、プライム・ブローカレッジ業務とデリバティブ業務がアウトパフォームした²⁰。

債券業務の純収益は、5%増加:

- ・ 債券の純収益は、変動率が高まる取引環境下における外国為替の力強い業績および融資収益の増加による証券化商品の堅調な収益を反映した一方、クレジット商品における減収で一部相殺された。

その他:

- ・ その他の収益は、前年同期にヘッジ控除後の時価評価損を計上した売却目的保有の企業向けローンの売却により、当期は実現利益が発生したことを主因として増加した。

信用損失引当金繰入額:

- ・ 信用損失引当金繰入額は前年同期比で増加した。これは主に、担保付貸付枠および企業向けローン・ポートフォリオの拡大に加え、マクロ経済見通しの悪化による影響が要因となった。

総費用:

- ・ 人件費は、増収を背景に前年同期比で増加した¹⁹。
- ・ 人件費以外の費用は、執行関連費用の増加を受けて、前年同期比で増加した。

(単位: 百万ドル)	2025年度 第1四半期	2024年度 第1四半期
純収益	\$ 8,983	\$ 7,016
投資銀行業務	\$ 1,559	\$ 1,447
アドバイザリー	\$ 563	\$ 461
株式引受	\$ 319	\$ 430
債券引受	\$ 677	\$ 556
株式	\$ 4,128	\$ 2,842
債券	\$ 2,604	\$ 2,485
その他	\$ 692	\$ 242
信用損失引当金繰入額	\$ 91	\$ 2
総費用	\$ 5,611	\$ 4,663
人件費	\$ 2,854	\$ 2,343
人件費以外の費用	\$ 2,757	\$ 2,320

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は、前年同期の 69 億ドルに対し、73 億ドルとなった。当四半期の税引前利益は 20 億ドルとなり、税引前利益率は 26.6%であった^{6,7}。

純収益は、6%増加:

- 資産運用手数料収益は、資産水準の上昇と良好な手数料ベースの資産流入¹⁰による累積的な影響を反映して、前年同期から増加した。
- 取引収益は、DCP(繰延現金報酬制度)に関連する投資の時価評価の影響を除くと、前年同期から 13%増加した^{5,14}。これは、特に株式関連商品における顧客取引の活発化によるものである。
- 純金利収益は、融資の伸びと投資ポートフォリオの利回り上昇を主因として、平均スウィープ預金の減少で一部相殺されたものの、前年同期から増加した。

信用損失引当金繰入額:

- 信用損失引当金繰入額は、カリフォルニア州で発生した山火事に関連する住宅ローンを含むローン・ポートフォリオにおける個別評価の増加を要因として、前年同期の戻入れから増加した。

総費用:

- 人件費は、DCP 関連費用の減少によって一部相殺されたものの、報酬対象となる収益の増加を要因として前年同期から増加した^{5,19}。
- 人件費以外の費用は、前年同期からほぼ横ばいとなった。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第1四半期	2024 年度 第1四半期
純収益	\$ 7,327	\$ 6,880
資産運用手数料収益	\$ 4,396	\$ 3,829
取引収益 ¹⁴	\$ 873	\$ 1,033
純金利収益	\$ 1,902	\$ 1,856
その他	\$ 156	\$ 162
信用損失引当金繰入額	\$ 44	\$ (8)
総費用	\$ 5,332	\$ 5,082
人件費	\$ 3,999	\$ 3,788
人件費以外の費用	\$ 1,333	\$ 1,294

投資運用業務

投資運用業務の純収益は、前年同期の 14 億ドルに対し、16 億ドルとなった。税引前利益⁶は、前年同期の 241 百万ドルに対し、323 百万ドルとなった。

純収益は、16%増加:

- 資産運用および関連手数料収益は、市場水準の上昇を主因とする平均 AUM¹² の増加を受け、前年同期から増加した。
- 実績収益およびその他収益は、インフラストラクチャー・ファンドの未収成功報酬の増加を要因として、前年同期から増加した。

総費用:

- 人件費は、成功報酬に関連する報酬の増加を主因として、前年同期から増加した^{5,19}。
- 人件費以外の費用は、平均 AUM の増加による販売費用の伸びを主因として、前年同期から増加した。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第1四半期	2024 年度 第1四半期
純収益	\$ 1,602	\$ 1,377
資産運用および関連手数料収益	\$ 1,451	\$ 1,346
実績収益およびその他	\$ 151	\$ 31
総費用	\$ 1,279	\$ 1,136
人件費	\$ 668	\$ 565
人件費以外の費用	\$ 611	\$ 571

その他の事項

- ・ 当社は当四半期に自社株買いプログラムの一環として流通普通株式を10億ドル買い戻した。
- ・ 取締役会は1株当たり0.925ドルの四半期配当を宣言した。配当は2025年4月30日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2025年5月15日付けで支払われる。
- ・ 当四半期の実効税率は、従業員株式報酬に係る便益を反映して、21.2%となった²¹。

	2025年度 第1四半期	2024年度 第1四半期
普通株式買戻し		
買戻額(百万ドル)	\$ 1,000	\$ 1,000
株式数(百万株)	8	12
平均株価	\$ 125.88	\$ 86.79
期末株式数(百万株)	1,607	1,627
税率	21.2%	21.2%
自己資本¹⁵		
標準的手法		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	15.3%	15.0%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	17.2%	16.9%
先進的手法		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	15.7%	15.4%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	17.7%	17.3%
レバレッジ・ベース自己資本		
Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁷	6.9%	6.7%
補完的レバレッジ比率 ¹⁸	5.6%	5.4%

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、投資運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界 42 カ国のオフィスを通じて、当社の従業員は法人、政府、機関投資家、個人にサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com を参照されたい。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報(Financial Supplement)に掲載されている。決算リリースと補足財務情報はモルガン・スタンレーのウェブサイト(www.morganstanley.com)の Investor Relations のセクションでも公開している。

###

注:

このプレスリリースおよび補足財務情報で提供する情報(当社の決算電話会議で提供する情報を含む)は一定の非 GAAP 財務指標を含んでいる場合がある。同指標の定義または同指標から比較可能な米国 GAAP による数値への調整は本決算リリースと補足財務情報に掲載しており、いずれも www.morganstanley.com で公開している。

本決算リリースには一定の財務等の目標や目的の達成を含む予想的見解が含まれる場合がある。予想的見解は、資料作成時の経営者の見積り、予想、期待、仮定、解釈または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではない。当社の将来の業績に影響を与え得るリスクおよび不確実性に関しては、2024 年 12 月 31 日をもって終了した年度に係る当社の様式 10-K による年次報告書の第 1 部、第 1 項の直前に記載されている「予想的見解」の項、第 1 部、第 1 項に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、第 1 部、第 1A 項に記載されている「リスク要因」の項、第 1 部、第 3 項に記載されている「訴訟」の項、第 2 部、第 7 項に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、および第 2 部、第 7A 項に記載されている「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式 10-K に記載されている他の項目、当社の様式 10-Q による四半期報告書および当社の様式 8-K による臨時報告書(これらの訂正報告書を含む)を参照されたい。

- 1 1株当たり利益の計算に関連して、2025年度第1四半期および2024年度第1四半期はそれぞれ約158百万ドルおよび約146百万ドルの優先配当を含んでいた。
- 2 当社は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「米国 GAAP」)を用いて連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算発表、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を米国 GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、その財政状態、経営成績、または自己資本比率の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家、その他利害関係者に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は米国 GAAP に準拠しておらず、米国 GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、一般的にそれについて定義するか、米国 GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標も提示するとともに、当社が参照する非 GAAP 財務指標および比較可能な米国 GAAP 財務指標の差異に関する調整も提示する。
- 3 当社の決算発表、決算電話会議、財務情報の表示その他コミュニケーションは、当社の財政状態および経営成績に関する一段の透明性、またはこれを評価する追加手段を提供することで、当社、アナリスト、投資家、その他利害関係者にとって有用であると当社が判断している一定の数値尺度を含む場合がある。
- 4 有形普通株主資本は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が期間ごとの業績と自己資本比率をより良く比較するために有用であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。有形普通株主資本は、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後)を差し引いたものである。同様に非 GAAP 財務指標である平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する通期または年換算した純利益から優先株式配当を差し引いた数値の平均有形普通株主資本に対する比率である。同様に非 GAAP 財務指標である普通株式1株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものである。
- 5 「DCP」は一部の従業員繰延現金報酬制度を意味する。当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析—その他の事項—繰延現金報酬」を参照されたい。
- 6 税引前利益は、法人所得税計上前利益を表している。
- 7 税引前利益率は、法人所得税計上前利益を純収益で除したものである。
- 8 費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用の比率である。
- 9 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客資産とは、サービスに対する支払いの根拠が顧客資産をベースに計算される手数料である顧客口座の資産額である。
- 10 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベースの資産流入額は、純新規手数料ベース資産(資産の取得を含む)、正味の口座振替、配当、金利、顧客手数料を含み、法人・機関投資家の資金管理関連の業務を除外する。
- 11 ウェルス・マネジメント業務の純新規資産とは、配当および金利ならびに資産の取得を含む顧客の資産流入額から顧客の資産流出額を差し引き、企業結合/事業分離による影響ならびに手数料の影響を除外したものである。
- 12 AUM は、asset under management (運用・管理資産)と定義される。
- 13 長期純流出入額は、株式、債券、ならびにオルタナティブおよびソリューションの資産クラスを含み、流動性およびオーバーレイ・サービス資産クラスを除外する。
- 14 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。
- 15 自己資本比率は、本決算リリースの発行日(2025年4月11日)現在の推定値である。
- 16 CET1 自己資本は普通株式等 Tier1 自己資本と定義される。当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i)信用リスクのリスク加重資産(「RWA」)および市場リスクの RWA を算出する標準的手法(「標準的手法」)、ならびに、(ii)信用リスクの RWA、市場リスクの RWA、およびオペレーショナル・リスクの RWA を算出するために適用可能な先進的手法(「先進的手法」)、に基づき算出される。規制上の自己資本と同比率の算出、および関連する規制上の要求事項に関する情報については、当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照されたい。

¹⁷ Tier1レバレッジ比率はレバレッジ・ベースの所要自己資本比率で、当社のレバレッジを測定する。Tier1レバレッジ比率は分子にTier1自己資本を、分母に平均調整後資産を用いる。

¹⁸ 当社の2025年度第1四半期および2024年度第1四半期の補完的レバレッジ比率(SLR)は、分子にTier1自己資本(それぞれ約867億ドルおよび約790億ドル)を用い、分母は補完的レバレッジ・エクスポージャー(それぞれ約1.55兆ドルおよび約1.46兆ドル)を用いている。

¹⁹ 3月の従業員関連措置の結果、当四半期において、人員削減に関連する退職費用144百万ドルを人件費に認識した。この人員削減は当社の全ての事業セグメントと地域で行われ、当時の当社の世界の従業員の約2%に影響を与えた。この人員削減は、業績管理および当社の事業ニーズに見合う人員配置に関連するものであり、戦略変更や事業の撤退を受けたものではない。当四半期に法人・機関投資家向け証券事業セグメントで78百万ドル、ウェルス・マネジメント事業セグメントで50百万ドル、投資運用事業セグメントで16百万ドルの退職費用を計上した。これらの費用はすべての地域で発生しており、大半は米州においてであった。

²⁰ 法人・機関投資家向け証券業務全体と株式業務の純収益は、2016年より前の期間は純収益に反映されていた債務評価調整額(DVA)の影響を除外し、現在の当社の報告構造(すなわち、非継続事業を除外する)を反映した四半期報告期間ベースで、過去最高となった。DVAの影響を除いたベースでの純収益およびモルガン・スタンレーに帰属する純利益は、2016年より前の期間においては非GAAP財務指標であり、様式10-Qによる各四半期報告書で比較可能なGAAP財務指標と調整されていた。

²¹ 従業員株式報酬に関連する法人所得税への影響は連結損益計算書の法人所得税費用に計上され、ベネフィットまたは費用のいずれかの場合がある。報奨の転換に伴う超過税金ベネフィットの認識による影響額は、2025年度第1四半期および2024年度第1四半期において、それぞれ208百万ドルおよび77百万ドルである。

モルガン・スタンレー
 連結損益計算書情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
収益:					
投資銀行業務	\$ 1,711	\$ 1,791	\$ 1,589	(4%)	8%
トレーディング	5,111	3,778	4,852	35%	5%
投資	369	215	137	72%	169%
委託手数料	1,481	1,390	1,227	7%	21%
資産運用業務	5,963	6,059	5,269	(2%)	13%
その他	751	438	266	71%	182%
非金利収益合計	15,386	13,671	13,340	13%	15%
受取利息	13,748	13,491	12,930	2%	6%
支払利息	11,395	10,939	11,134	4%	2%
純利息	2,353	2,552	1,796	(8%)	31%
純収益	17,739	16,223	15,136	9%	17%
信用損失引当金繰入額	135	115	(6)	17%	*
非金利費用:					
人件費	7,521	6,289	6,696	20%	12%
人件費以外の費用:					
仲介、決済および取引手数料	1,222	1,180	921	4%	33%
情報処理および通信費	1,050	1,059	976	(1%)	8%
専門家役務報酬	674	798	639	(16%)	5%
事務所設備関連費用	449	527	441	(15%)	2%
マーケティングおよび事業開拓費	238	279	217	(15%)	10%
その他	906	1,070	857	(15%)	6%
人件費以外の費用合計	4,539	4,913	4,051	(8%)	12%
非金利費用合計	12,060	11,202	10,747	8%	12%
法人所得税計上前利益	5,544	4,906	4,395	13%	26%
法人所得税費用	1,173	1,182	933	(1%)	26%
純利益	\$ 4,371	\$ 3,724	\$ 3,462	17%	26%
償還不能非支配持分に帰属する純利益	56	10	50	*	12%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	4,315	3,714	3,412	16%	26%
優先株式配当	158	150	146	5%	8%
モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益	\$ 4,157	\$ 3,564	\$ 3,266	17%	27%

注:

- 一 繰延現金報酬制度（以下「DCP」という。）に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 1 四半期：17,888 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：16,232 百万ドル、2024 年度第 1 四半期：14,949 百万ドルであった。
- 一 DCP を除く全社の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 1 四半期：7,523 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：6,197 百万ドル、2024 年度第 1 四半期：6,447 百万ドルであった。
- 一 後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の 12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
財務指標:					
基本的1株当たり利益	\$ 2.62	\$ 2.25	\$ 2.04	16%	28%
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.60	\$ 2.22	\$ 2.02	17%	29%
平均普通株主資本利益率	17.4%	15.2%	14.5%		
平均有形普通株主資本利益率	23.0%	20.2%	19.7%		
普通株式1株当たり純資産	\$ 60.41	\$ 58.98	\$ 55.60		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 46.08	\$ 44.57	\$ 41.07		
財務比率:					
税引前利益率	31%	30%	29%		
純収益に占める人件費の比率	42%	39%	44%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	26%	30%	27%		
全社の費用効率性比率	68%	69%	71%		
実効税率	21.2%	24.1%	21.2%		
統計データ:					
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,607	1,607	1,627	—%	(1%)
平均流通普通株式数(単位:百万株)					
基本的	1,584	1,583	1,601	—%	(1%)
希薄化後	1,600	1,608	1,616	—%	(1%)
全世界従業員数	81,023	80,478	79,610	1%	2%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の 12-17 ページを参照。

四半期補足財務情報	ページ
連結財務概要	1
連結財務指標および比率ならびに統計データ	2
連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報	3
連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報	4
法人・機関投資家向け証券業務 損益計算書情報、財務指標および比率	5
ウェルス・マネジメント業務 損益計算書情報、財務指標および比率	6
ウェルス・マネジメント業務 財務情報および統計データ	7
投資運用業務 損益計算書情報、財務指標および比率	8
投資運用業務 財務情報および統計データ	9
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	10
連結ベースのローンおよび貸付コミットメントに係る信用損失引当金	11
米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義	12
業績指標および用語の定義	13 - 14
定量的情報・算定に関する補足資料	15 - 16
法的通知	17

連結財務概要

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
純収益					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 8,983	\$ 7,267	\$ 7,016	24%	28%
ウェルス・マネジメント業務	7,327	7,478	6,880	(2%)	6%
投資運用業務	1,602	1,643	1,377	(2%)	16%
セグメント間消去	(173)	(165)	(137)	(5%)	(26%)
純収益 ⁽¹⁾	<u>\$ 17,739</u>	<u>\$ 16,223</u>	<u>\$ 15,136</u>	9%	17%
信用損失引当金繰入額	\$ 135	\$ 115	\$ (6)	17%	*
非金利費用					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 5,611	\$ 4,748	\$ 4,663	18%	20%
ウェルス・マネジメント業務	5,332	5,388	5,082	(1%)	5%
投資運用業務	1,279	1,229	1,136	4%	13%
セグメント間消去	(162)	(163)	(134)	1%	(21%)
非金利費用 ⁽¹⁾⁽²⁾	<u>\$ 12,060</u>	<u>\$ 11,202</u>	<u>\$ 10,747</u>	8%	12%
法人所得税計上前利益					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,281	\$ 2,441	\$ 2,351	34%	40%
ウェルス・マネジメント業務	1,951	2,053	1,806	(5%)	8%
投資運用業務	323	414	241	(22%)	34%
セグメント間消去	(11)	(2)	(3)	*	*
法人所得税計上前利益	<u>\$ 5,544</u>	<u>\$ 4,906</u>	<u>\$ 4,395</u>	13%	26%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 2,529	\$ 1,891	\$ 1,819	34%	39%
ウェルス・マネジメント業務	1,532	1,514	1,403	1%	9%
投資運用業務	262	310	192	(15%)	36%
セグメント間消去	(8)	(1)	(2)	*	*
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	<u>\$ 4,315</u>	<u>\$ 3,714</u>	<u>\$ 3,412</u>	16%	26%
モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益	<u>\$ 4,157</u>	<u>\$ 3,564</u>	<u>\$ 3,266</u>	17%	27%

注:

—繰延現金報酬制度(以下「DCP」という。)に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 1 四半期: 17,888 百万ドル、2024 年度第 4 四半期: 16,232 百万ドル、2024 年度第 1 四半期: 14,949 百万ドルであった。

—DCP を除く全社の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 1 四半期: 7,523 百万ドル、2024 年度第 4 四半期: 6,197 百万ドル、2024 年度第 1 四半期: 6,447 百万ドルであった。

—後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
財務指標:					
基本的1株当たり利益	\$ 2.62	\$ 2.25	\$ 2.04	16%	28%
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.60	\$ 2.22	\$ 2.02	17%	29%
平均普通株主資本利益率	17.4%	15.2%	14.5%		
平均有形普通株主資本利益率	23.0%	20.2%	19.7%		
普通株式1株当たり純資産	\$ 60.41	\$ 58.98	\$ 55.60		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 46.08	\$ 44.57	\$ 41.07		
財務比率:					
税引前利益率	31%	30%	29%		
純収益に占める人件費の比率	42%	39%	44%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	26%	30%	27%		
全社の費用効率性比率 ⁽¹⁾	68%	69%	71%		
実効税率 ⁽²⁾	21.2%	24.1%	21.2%		
統計データ:					
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,607	1,607	1,627	—%	(1%)
平均流通普通株式数(単位:百万株)					
基本的	1,584	1,583	1,601	—%	(1%)
希薄化後	1,600	1,608	1,616	—%	(1%)
全世界従業員数	81,023	80,478	79,610	1%	2%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
連結貸借対照表					
資産合計	\$ 1,300,296	\$ 1,215,071	\$ 1,228,503	7%	6%
ローン ⁽¹⁾	\$ 258,969	\$ 246,814	\$ 227,145	5%	14%
預金	\$ 381,563	\$ 376,007	\$ 352,494	1%	8%
長期債務残高	\$ 296,997	\$ 284,307	\$ 266,150	4%	12%
長期債務残高の満期到来分 (今後12か月以内)	\$ 22,963	\$ 21,924	\$ 19,701	5%	17%
平均流動性資金	\$ 351,740	\$ 345,440	\$ 318,664	2%	10%
普通株主資本	\$ 97,062	\$ 94,761	\$ 90,448	2%	7%
控除: のれんおよび無形資産	(23,018)	(23,157)	(23,635)	(1%)	(3%)
有形普通株主資本	\$ 74,044	\$ 71,604	\$ 66,813	3%	11%
優先株主資本	\$ 9,750	\$ 9,750	\$ 8,750	—%	11%
米国銀行の補足財務情報					
資産合計	\$ 442,423	\$ 434,812	\$ 400,856	2%	10%
ローン	\$ 244,727	\$ 232,903	\$ 211,290	5%	16%
投資有価証券ポートフォリオ ⁽²⁾	\$ 125,421	\$ 124,343	\$ 115,951	1%	8%
預金	\$ 375,499	\$ 369,730	\$ 346,609	2%	8%
地域別収益					
米州	\$ 13,103	\$ 12,537	\$ 11,567	5%	13%
EMEA (欧州、中東、アフリカ)	2,291	1,672	1,826	37%	25%
アジア	2,345	2,014	1,743	16%	35%
連結純収益	\$ 17,739	\$ 16,223	\$ 15,136	9%	17%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
平均普通株主資本					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 48.4	\$ 45.0	\$ 45.0	8%	8%
ウェルス・マネジメント業務	29.4	29.1	29.1	1%	1%
投資運用業務	10.6	10.8	10.8	(2%)	(2%)
親会社	7.1	9.0	5.0	(21%)	42%
全社	\$ 95.5	\$ 93.9	\$ 89.9	2%	6%
規制自己資本					
普通株式等 Tier 1 自己資本	\$ 77.0	\$ 75.1	\$ 70.3	3%	10%
Tier 1 自己資本	\$ 86.7	\$ 84.8	\$ 79.0	2%	10%
標準的手法					
リスク加重資産	\$ 502.9	\$ 471.8	\$ 467.8	7%	8%
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	15.3%	15.9%	15.0%		
Tier 1 自己資本比率	17.2%	18.0%	16.9%		
先進的手法					
リスク加重資産	\$ 490.8	\$ 477.3	\$ 456.5	3%	8%
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	15.7%	15.7%	15.4%		
Tier 1 自己資本比率	17.7%	17.8%	17.3%		
レバレッジ・ベース自己資本:					
Tier 1 レバレッジ比率	6.9%	6.9%	6.7%		
補完的レバレッジ比率	5.6%	5.6%	5.4%		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

法人・機関投資家向け証券業務
損益計算書情報、財務指標および比率
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
収益:					
アドバイザー業務	\$ 563	\$ 779	\$ 461	(28%)	22%
株式	319	455	430	(30%)	(26%)
債券	677	407	556	66%	22%
引受業務	996	862	986	16%	1%
投資銀行業務	1,559	1,641	1,447	(5%)	8%
株式	4,128	3,325	2,842	24%	45%
債券	2,604	1,931	2,485	35%	5%
その他	692	370	242	87%	186%
純収益	8,983	7,267	7,016	24%	28%
信用損失引当金繰入額	91	78	2	17%	*
人件費	2,854	1,764	2,343	62%	22%
人件費以外の費用	2,757	2,984	2,320	(8%)	19%
非金利費用合計	5,611	4,748	4,663	18%	20%
法人所得税計上前利益	3,281	2,441	2,351	34%	40%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 2,529	\$ 1,891	\$ 1,819	34%	39%
税引前利益率	37%	34%	34%		
純収益に占める人件費の比率	32%	24%	33%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	31%	41%	33%		
平均普通株主資本利益率	20%	16%	15%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	20%	16%	15%		
トレーディングの VaR (95%/保有期間 1 日の 日次平均 VaR)	\$ 50	\$ 46	\$ 54		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務

損益計算書情報、財務指標および比率
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
収益:					
資産運用手数料収益	\$ 4,396	\$ 4,417	\$ 3,829	—%	15%
取引収益	873	973	1,033	(10%)	(15%)
純金利収益	1,902	1,885	1,856	1%	2%
その他	156	203	162	(23%)	(4%)
純収益 ⁽¹⁾	7,327	7,478	6,880	(2%)	6%
信用損失引当金繰入額	44	37	(8)	19%	*
人件費 ⁽¹⁾	3,999	3,950	3,788	1%	6%
人件費以外の費用	1,333	1,438	1,294	(7%)	3%
非金利費用合計	5,332	5,388	5,082	(1%)	5%
法人所得税計上前利益	1,951	2,053	1,806	(5%)	8%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 1,532	\$ 1,514	\$ 1,403	1%	9%
税引前利益率	27%	27%	26%		
純収益に占める人件費の比率	55%	53%	55%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	18%	19%	19%		
平均普通株主資本利益率	20%	20%	19%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	37%	38%	35%		

注:

- DCP を除くウェルス・マネジメント業務の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 1 四半期: 7,458 百万ドル、2024 年度第 4 四半期: 7,504 百万ドル、2024 年度第 1 四半期: 6,740 百万ドルであった。
- DCP を除くウェルス・マネジメント業務の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 1 四半期: 4,016 百万ドル、2024 年度第 4 四半期: 3,892 百万ドル、2024 年度第 1 四半期: 3,632 百万ドルであった。
- 後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務
財務情報および統計データ
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
ウェルス・マネジメント業務の指標					
顧客資産合計	\$ 6,015	\$ 6,194	\$ 5,495	(3%)	9%
純新規資産	\$ 93.8	\$ 56.5	\$ 94.9	66%	(1%)
米国銀行のローン	\$ 162.5	\$ 159.5	\$ 147.4	2%	10%
信用取引その他の貸付 ⁽¹⁾	\$ 28.3	\$ 28.3	\$ 23.4	-%	21%
預金 ⁽²⁾	\$ 375	\$ 370	\$ 347	1%	8%
預金の年率加重平均コスト					
期末	2.77%	2.73%	2.96%		
期中平均	2.77%	2.94%	2.92%		
アドバイザー主導チャネル					
アドバイザー主導顧客資産	\$ 4,719	\$ 4,758	\$ 4,302	(1%)	10%
手数料ベースの顧客資産	\$ 2,349	\$ 2,347	\$ 2,124	-%	11%
手数料ベース資産の流出入	\$ 29.8	\$ 35.2	\$ 26.2	(15%)	14%
アドバイザー主導顧客資産に占める 手数料ベース資産の割合	50%	49%	49%		
自己主導チャネル					
自己主導顧客資産	\$ 1,295	\$ 1,437	\$ 1,194	(10%)	8%
日次平均収益取引(単位:千)	1,003	911	841	10%	19%
自己主導世帯数(単位:百万)	8.3	8.3	8.1	-%	2%
勤務先チャネル					
株式報酬制度の権利未確定資産	\$ 431	\$ 475	\$ 457	(9%)	(6%)
株式報酬制度加入者数(百万人)	6.7	6.6	6.6	2%	2%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

投資運用業務

損益計算書情報、財務指標および比率
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
収益:					
資産運用および関連手数料	\$ 1,451	\$ 1,555	\$ 1,346	(7%)	8%
実績収益およびその他	151	88	31	72%	*
純収益	1,602	1,643	1,377	(2%)	16%
人件費	668	575	565	16%	18%
人件費以外の費用	611	654	571	(7%)	7%
非金利費用合計	1,279	1,229	1,136	4%	13%
法人所得税計上前利益	323	414	241	(22%)	34%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 262	\$ 310	\$ 192	(15%)	36%
税引前利益率	20%	25%	18%		
純収益に占める人件費の比率	42%	35%	41%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	38%	40%	41%		
平均普通株主資本利益率	10%	11%	7%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	104%	109%	68%		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

投資運用業務

財務情報および統計データ

(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
運用・管理資産(AUM)					
資産クラス別の純流出入					
株式	\$ (4.7)	\$ (6.7)	\$ (5.5)	30%	15%
債券	3.0	8.0	2.8	(63%)	7%
オルタナティブおよびソリューション	7.1	3.0	10.3	137%	(31%)
長期純流出入	5.4	4.3	7.6	26%	(29%)
流動性およびオーバーレイ・サービス	(19.0)	66.8	(12.9)	*	(47%)
純流出入合計	\$ (13.6)	\$ 71.1	\$ (5.3)	*	(157%)
資産クラス別の運用・管理資産					
株式	\$ 301	\$ 312	\$ 310	(4%)	(3%)
債券	199	192	174	4%	14%
オルタナティブおよびソリューション	591	593	543	-%	9%
長期運用・管理資産	1,091	1,097	1,027	(1%)	6%
流動性およびオーバーレイ・サービス	556	569	478	(2%)	16%
運用・管理資産合計	\$ 1,647	\$ 1,666	\$ 1,505	(1%)	9%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 12月31日 からの 増減率	2024年 3月31日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
ローン:					
企業向け	\$ 19.5	\$ 15.9	\$ 16.6	23%	17%
担保付貸付枠	54.9	51.2	42.1	7%	30%
商業用および住宅用不動産	11.9	11.1	12.9	7%	(8%)
有価証券に基づく貸付およびその他	9.9	8.9	7.7	11%	29%
ローン合計	96.2	87.1	79.3	10%	21%
貸付コミットメント	160.7	157.2	138.8	2%	16%
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび貸付コミットメント	\$ 256.9	\$ 244.3	\$ 218.1	5%	18%
ウェルス・マネジメント業務					
ローン:					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 95.0	\$ 92.9	\$ 86.1	2%	10%
住宅用不動産	67.5	66.6	61.3	1%	10%
ローン合計	162.5	159.5	147.4	2%	10%
貸付コミットメント	19.4	19.3	18.9	1%	3%
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび貸付コミットメント	\$ 181.9	\$ 178.8	\$ 166.3	2%	9%
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント (1)	\$ 438.8	\$ 423.1	\$ 384.4	4%	14%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
2025年3月31日現在の信用損失引当金 (ACL)
(無監査、単位:百万ドル)

	ローンおよび 貸付コミット メント (総額)	信用損失 引当金 ⁽¹⁾	信用損失引当金 %	第1四半期 引当金繰入額
ローン:				
投資目的保有 (HFI)				
企業向け	\$ 7,733	\$ 205	2.7%	\$ 2
担保付貸付枠	51,329	149	0.3%	7
商業用および住宅用不動産	8,610	379	4.4%	24
その他	3,372	20	0.6%	4
法人・機関投資家向け証券業務 - 投資目的保有	\$ 71,044	\$ 753	1.1%	\$ 37
ウェルス・マネジメント - 投資目的保有	162,877	380	0.2%	44
投資目的保有	\$ 233,921	\$ 1,133	0.5%	\$ 81
売却目的保有	16,111			
公正価値	9,815			
ローン合計	259,847	1,133		81
貸付コミットメント	180,060	718	0.4%	54
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	\$ 439,907	\$ 1,851		\$ 135

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

後注

米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義

- (a) 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という。）を適用して連結財務諸表を作成している。当社は、本書において、また、決算リリース、決算およびその他の電話会議、財務情報の表示、最終委任状説明書、ならびにその他の公的開示において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。「非 GAAP 財務指標」とは、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標から金額を除外または算入調整したものである。当社は、当社が開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績および自己資本の透明性を一層高めるため、またその評価や比較を行う代替的な手段を提供するため、当社、投資家、アナリスト、およびその他の利害関係者にとって有益であると考えている。これらの指標は米国 GAAP に準拠したものまたは米国 GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、米国 GAAP 財務指標と非 GAAP 財務指標との差異の調整も提示している。当社は、DCP 投資に係る時価評価損益の影響を純収益および報酬費用から除外した一定の非 GAAP 財務指標を表示している。DCP の影響は主に、ウェルス・マネジメント業務セグメントの業績に反映されている。これらの指標により、特にウェルス・マネジメント業務セグメントにおける、基礎となる業績および収益の趨勢の期間毎の比較可能性を高めることができる。これらの項目の影響を除外することで、当社は、事業の推進要因、ならびにそれに伴う純収益への影響および関連する報酬費用の対応する変動をより明確に説明することができる。詳細については、2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—エグゼクティブ・サマリー」を参照。
- (b) 以下は、非 GAAP 財務指標とみなされている。
- 有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外した普通株主資本を表している。加えて、当社は、平均有形普通株主資本利益率（以下「ROTCE」という。）および普通株式 1 株当たり有形純資産（これらも非 GAAP 財務指標である。）等の有形普通株主資本を利用した一定の比率は、期間毎の事業の業績および自己資本の評価にそれぞれ有益であると考えている。
 - ROTCE は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均有形普通株主資本に対する比率を表している。
 - 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものを表している。
 - セグメントの平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、セグメント別のモルガン・スタンレーに帰属する純利益（各セグメントへの優先配当金の配分額を控除後）を、それぞれ各セグメントに配分された平均普通株主資本および平均有形普通株主資本に対する比率として年率換算したものである。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。
 - 純収益（DCP を除く）は、一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した経済的ヘッジに係る時価評価損益の影響について調整後の純収益を表している。
 - 報酬費用（DCP を除く）は、投資パフォーマンスに連動した一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した影響について調整後の報酬を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

1 ページ：

- (a) 信用損失引当金繰入額は、投資目的保有のローンおよび未実行貸付コミットメントに対する信用損失引当金繰入額を示している。
- (b) モルガン・スタンレーに帰属する純利益は、純利益から償還不能非支配持分に帰属する純利益を控除した金額である。
- (c) モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当金を控除した金額である。

2 ページ：

- (a) 平均普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均普通株主資本に対する比率を表している。
- (b) 平均有形普通株主資本利益率は、非 GAAP 財務指標である。
- (c) 普通株式 1 株当たり純資産は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものを表している。
- (d) 普通株式 1 株当たり有形純資産は、非 GAAP 財務指標である。
- (e) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (f) 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用合計の比率を表している。

3 ページ：

- (a) 親会社およびその主要な事業子会社が主に保有する流動性資金は、適格流動資産（以下「HQLA」という。）および銀行預け金から構成されている。当社は、流動性資金の合計金額を、無担保債務の満期プロファイル、貸借対照表の規模および構成、偶発的なキャッシュ・アウトフローを含むストレス環境下での資金需要、法人、地域およびセグメントごとの流動性要件、規制上の要求事項ならびに担保要件といった要素を考慮したうえで、積極的に管理している。平均流動性資金は、2025 年 3 月 31 日、2024 年 12 月 31 日、および 2024 年 3 月 31 日をもって終了した 3 か月間の平均日次残高を表している。
- (b) 当社の有形普通株主資本の計算に使用されるのれんおよび無形資産の残高は、算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後のものである。
- (c) 有形普通株主資本は、非 GAAP 財務指標である。
- (d) 米国銀行は、当社の米国銀行子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、銀行子会社間の取引ならびに親会社および関係会社からの預金は除いている。
- (e) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K に記載する連結財務諸表に対する注記 22 に開示している。

4 ページ：

- (a) 当社による平均普通株主資本の事業セグメントへの配分は、社内の自己資本の測定尺度である所要自己資本の枠組みに基づいている。この枠組みは、リスク・ベースおよびレバレッジ・ベースの自己資本の測定尺度であり、該当する場合、ある時点でストレス事象による潜在的損失を負担した後に当社が継続企業資本の金額を維持することを確保するため、当社の規制上の自己資本と比較される。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。当社は、平均普通株主資本の合計と、事業セグメントに配分された平均普通株主資本の合計との差額を親会社普通株主資本と定義している。所要自己資本の枠組みは、当社の自己資本の規制上の要求事項に基づいている。当社は、変化する規制上の要求事項による影響について、必要に応じて、所要自己資本の枠組みの評価を続けている。当該枠組みの詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (b) 当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i) 信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産（以下「RWA」という。）を計算する標準的手法（以下「標準的手法」という。）および(ii) 信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの RWA の計算に適用される先進的手法（以下「先進的手法」という。）の各手法に基づき計算されている。規制自己資本および比率の計算ならびに関連する規制上の要求事項の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (c) 補完的レバレッジ比率は、Tier1 自己資本を、補完的レバレッジ・エクスポージャー全額で除したものに相当する。

5 ページ：

- (a) 法人・機関投資家向け証券業務の株式および債券の純収益には、トレーディング、純受取利息（受取利息から支払利息を差し引いた金額）、資産運用業務、委託手数料、投資およびこれらの事業に直接起因するその他の収益が含まれている。
- (b) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (c) VaR は、過去に観測された市場リスク要因の動向に基づいて、ポートフォリオを 1 日保有した場合に、5%の頻度（すなわち、100 取引日につき 5 回）で超えたであろう、ポートフォリオの価額における未実現損失を表す。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。

6 ページ：

- (a) ウェルス・マネジメント・セグメントの取引収益には、投資銀行業務、トレーディングおよび委託手数料による収益が含まれている。
- (b) 純受取利息は、受取利息から支払利息を差し引いた金額である。
- (c) ウェルス・マネジメント・セグメントのその他の収益には、投資およびその他の収益が含まれている。
- (d) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

7 ページ:

- (a) 顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務がサービスを提供している資産を表しており、当該サービスにはファイナンシャル・アドバイザー主導型の仲介、保管、事務管理および投資アドバイザー・サービス、自己主導型の仲介および投資アドバイザー・サービス、ファイナンシャル・プランニングおよびウェルス・プランニングのサービス、ならびにストック・プランの管理を含む職場サービスおよび退職制度サービスが含まれる。
- (b) 純新規資産は、顧客資産の流入額（利息、配当、および資産の取得を含む）から顧客資産の流出額を差し引いたものであり、企業結合/事業分離による影響および委託手数料の影響を除外している。
- (c) 信用取引その他の貸付は、信用取引貸付契約（適格有価証券の価額を担保に顧客が借入を行うことを可能とする契約）、およびその他の貸付（非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付を含む）を表している。
- (d) 預金は、ウェルス・マネジメント業務の顧客預金および米国銀行子会社に係るその他の資金源を源泉とする債務を反映している。預金には、スイープ預金プログラム、貯蓄およびその他の預金ならびに定期預金が含まれている。
- (e) 預金の年率加重平均コストは、さまざまな預金商品の年率加重平均コストの合計を表している。2025年3月31日および2024年12月31日現在の数値には関連するヘッジ・デリバティブの影響が含まれている。2024年3月31日現在の数値は、関連するヘッジ・デリバティブの影響（預金コストに重要な影響を及ぼさなかった）を除外している。期末の預金コストは2025年3月31日、2024年12月31日および2024年3月31日現在の残高および金利に基づいている。期中平均は、当該期間の日次残高と金利に基づいている。
- (f) アドバイザー主導顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務の営業員を割り当てている口座内の顧客資産を表している。
- (g) 手数料ベースの顧客資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (h) 手数料ベース資産の流入には、新規の手数料ベース資産（純額）（資産の取得を含む。）口座振替額（純額）、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、法人・機関投資家向けの現金管理関連活動は除かれている。手数料ベース資産の流入には含まれる流入額および流出額の説明については、2024年度様式10-Kの「手数料ベースの顧客資産」を参照。
- (i) 自己主導資産は、稼働口座のうちアドバイザー主導ではないものを示している。稼働口座は25ドル以上の資産がある口座と定義されている。
- (j) 日次平均収益取引（DARTs）は、一定期間における自己主導取引件数の合計を、当該期間中の取引日の日数で除したものに相当する。
- (k) 自己主導世帯数は、自己主導資産がある稼働口座を1口座以上保有する世帯数の合計である。当社のウェルス・マネジメント業務のチャネルの1つ以上に関する個人世帯または加入者は、それぞれのチャネルの件数に含められている。
- (l) 勤務先チャネルの資産には、企業ならびにその管理職および従業員を対象とした株式報酬ソリューションが含まれている。株式報酬制度の権利未確定資産は、期末現在の公開企業有価証券の市場価額を反映している。
- (m) 株式報酬制度加入者件数は、勤務先チャネルにおいて、権利確定済および／または権利未確定の株式報酬制度資産を有する口座の合計を表している。複数の制度に口座を持つ個人については、各制度において加入者として数えられている。

8 ページ:

- (a) 資産運用および関連手数料は、資産運用および事務管理手数料、販売手数料ならびに成功報酬の形式によらない実績に基づく報酬を反映している。資産運用および関連手数料は、当社の連結損益計算書に報告されている資産運用業務を反映している。
- (b) 実績収益およびその他には、成功報酬の形式による実績に基づく報酬、投資損益、シード資金および一定の従業員繰延報酬制度に係るヘッジ損益、純利息ならびにその他の収益が含まれている。実績収益およびその他は、当社の連結損益計算書に報告されている投資、投資銀行業務、トレーディング、純利息およびその他の収益を反映している。
- (c) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

9 ページ:

- (a) 投資運用業務のオルタナティブおよびソリューションの資産クラスには、ファンド・オブ・ファンズ、不動産、プライベート・エクイティ、クレジット・ストラテジーズ、マルチ・アセット・ポートフォリオならびに分別勘定ポートフォリオにおける商品が含まれている。
- (b) 投資運用業務の純流出入には、新規の契約、投資または再投資（顧客による償還、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金を控除後）が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれる。
- (c) オーバーレイ・サービスは、パッシブ・エクスポージャー商品を使用して、ファンドの基礎となる保有商品によって提供されるエクスポージャーを上回る特定のポートフォリオのエクスポージャーを取得、相殺または代替する投資戦略を反映している。
- (d) 少数株主の資産持分は、運用・管理資産合計から除外されている。少数株主の資産持分は、当社が投資を有し持分法で会計処理している第三者資産運用会社によって運用される資産に対する投資運用事業セグメントの比例持分を表している。

10 ページおよび 11 ページ:

- (a) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは一般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (b) 担保付貸付枠には、顧客に提供したローンが含まれており、これらは主に、住宅用不動産、商業用不動産、企業資産および金融資産を含む様々な資産を担保とするローンにより担保されている。
- (c) 有価証券に基づく貸付およびその他には、セールス&トレーディング顧客への融資および流通市場で購入した企業向けローンが含まれている。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務の貸付コミットメントには、主に企業向け貸付業務が含まれている。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

1 ページ:

(1) 以下は、DCP に関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響および DCP に関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2024 年度 第 1 四半期
純収益	\$ 17,739	\$ 16,223	\$ 15,136
DCP に係る時価評価に関する調整	149	9	(187)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 17,888	\$ 16,232	\$ 14,949
報酬費用	\$ 7,521	\$ 6,289	\$ 6,696
DCP に係る時価評価に関する調整	2	(92)	(249)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 7,523	\$ 6,197	\$ 6,447

- 繰延現金報酬制度の報奨に関する報酬費用は、従業員が選択した参照投資の公正価値における変動につき調整した、付与された報奨の想定元本に基づき算定される。報酬費用は、繰り延べられた報奨の個別の各権利確定部分に関連する権利確定期間にわたり認識される。上表には、非 GAAP 指標である調整後の報酬費用が表示されている。これは、一定の繰延現金報酬制度に関連して報酬費用に認識された金額を除外したものである。
- 当社は、繰延現金報酬制度による一定の債務を経済的にヘッジするために、金融商品およびその他の投資に自己勘定取引として直接投資している。これらの投資の公正価値の変動（金融費用控除後）は、純収益に計上され、ウェルス・マネジメント事業セグメントの取引収益に含まれる。通常、参照投資の公正価値の変動から生じる報酬費用の変動は、純損益に認識される投資の公正価値の変動と相殺されるが、当社の投資に係る損益の即時の認識と、関連する報酬費用の権利確定期間にわたる繰延認識との間には、一般的に期間的な差異が生じる場合がある。この期間的な差異は、いずれの個々の期間においても当社の法人所得税計上前利益にとって重要ではないものの、純収益および報酬費用に対して潜在的に重要な影響を及ぼすことから、ウェルス・マネジメント事業セグメントの特定の期間における報告比率および営業指標に影響を与える可能性がある。上表には、非 GAAP 指標である調整後の純収益が表示されている。これは、一定の繰延現金報酬制度に関連した投資に係る時価評価損益（金融費用控除後）に関連して純収益に認識された金額を除外したものである。

(2) 当社の費目別の非金利費用は以下のとおりである。

	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2024 年度 第 1 四半期
人件費 ^(a)	\$ 7,521	\$ 6,289	\$ 6,696
人件費以外の費用:			
仲介、決済および取引手数料	1,222	1,180	921
情報処理および通信費	1,050	1,059	976
専門家役務報酬	674	798	639
事務所設備関連費用	449	527	441
マーケティングおよび事業開拓費	238	279	217
その他	906	1,070	857
人件費以外の費用合計 ^(b)	4,539	4,913	4,051
非金利費用合計	\$ 12,060	\$ 11,202	\$ 10,747

- (a) 3月の従業員関連措置の結果、当四半期において、当社は人員削減に関連する退職費用 144 百万ドルを人件費に認識した。この人員削減は当社の全ての事業セグメントと地域で行われ、当時の当社の世界の従業員の約 2%に影響を与えた。この人員削減は、業績管理および当社の事業ニーズに見合う人員配置に関連するものであり、戦略の変更や事業の撤退を受けたものではない。当社は、当四半期に法人・機関投資家向け証券事業セグメントで 78 百万ドル、ウェルス・マネジメント事業セグメントで 50 百万ドル、投資運用事業セグメントで 16 百万ドルの退職費用を計上した。これらの費用はすべての地域において発生しており、大半は米州においてであった。
- (b) 2025年3月31日、2024年12月31日および2024年3月31日をもって終了した四半期において、全社の業績には、FDICの特別賦課金がそれぞれ3百万ドル、(4)百万ドル、および42百万ドル含まれている。当該FDICの特別賦課金は、各事業セグメントの業績に以下のように報告されている：法人・機関投資家向け証券業務：2025年度第1四半期：1百万ドル、2024年度第4四半期：(2)百万ドル、2024年度第1四半期：18百万ドル、ウェルス・マネジメント業務：2025年度第1四半期：2百万ドル、2024年度第4四半期：(2)百万ドル、2024年度第1四半期：24百万ドル。

2 ページ:

- (1) 上記の後注 1 ページ (2) を参照。
- (2) 従業員株式報酬に関連する法人所得税への影響は連結損益計算書の法人所得税費用に計上され、ベネフィットまたは費用のいずれかの場合がある。報奨の転換に伴う超過税金ベネフィットの認識による影響額は、2025 年度第 1 四半期および 2024 年度第 1 四半期において、それぞれ 208 百万ドルおよび 77 百万ドルである。

3 ページ:

- (1) 投資目的保有ローン（引当金控除後）および売却目的保有ローンに加え、貸借対照表上トレーディング資産に含まれる公正価値で測定するローンが含まれている。
- (2) 2025年3月31日、2024年12月31日および2024年3月31日現在の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ 472 億ドル、478 億ドルおよび 507 億ドル含まれていた。

5 ページ:

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務の平均有形普通株資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株資本を示している。この調整額は、2025 年度第 1 四半期：457 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：482 百万ドル、2024 年度第 1 四半期：482 百万ドルである。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

6 ページ:

(1) 以下は、DCPに関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響およびDCPに関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2024 年度 第 1 四半期
純収益	\$ 7,327	\$ 7,478	\$ 6,880
DCPに係る時価評価に関する調整	131	26	(140)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 7,458	\$ 7,504	\$ 6,740
報酬費用	\$ 3,999	\$ 3,950	\$ 3,788
DCPに係る時価評価に関する調整	17	(58)	(156)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 4,016	\$ 3,892	\$ 3,632

(2) ウェルス・マネジメント業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 1 四半期：13,088 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：13,582 百万ドル、2024 年度第 1 四半期：13,582 百万ドルである。

7 ページ:

(1) ウェルス・マネジメント業務のその他の貸付には、2025 年 3 月 31 日、2024 年 12 月 31 日および 2024 年 3 月 31 日をもって終了した期間において、非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付がそれぞれ 20 億ドル含まれている。

(2) 2025 年 3 月 31 日、2024 年 12 月 31 日および 2024 年 3 月 31 日をもって終了した四半期におけるウェルス・マネジメント業務の預金の詳細は、以下のとおりである。

	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 4 四半期	2024 年度 第 1 四半期
証券スweep預金	\$ 136	\$ 140	\$ 139
その他の預金	239	230	208
預金合計	\$ 375	\$ 370	\$ 347

8 ページ:

(1) 投資運用業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 1 四半期：9,557 百万ドル、2024 年度第 4 四半期：9,676 百万ドル、2024 年度第 1 四半期：9,676 百万ドルである。

10 ページ:

(1) 投資運用業務は、2025 年 3 月 31 日、2024 年 12 月 31 日および 2024 年 3 月 31 日をもって終了した四半期において、ローン残高をそれぞれ 255 百万ドル、204 百万ドル、および 465 百万ドル反映した。

11 ページ:

(1) 2025 年 3 月 31 日をもって終了した四半期における、ローンおよび貸付コミットメントに係る引当金のロールフォワードは以下のとおりである。

	法人・機関投 資家向け証券 業務	ウェルス・ マネジメント業 務	合計
ローン			
信用損失引当金			
期首残高、2024 年 12 月 31 日	\$ 730	\$ 336	\$ 1,066
純償却額	(23)	—	(23)
繰入額	37	44	81
その他	9	—	9
期末残高、2025 年 3 月 31 日	\$ 753	\$ 380	\$ 1,133
貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2024 年 12 月 31 日	\$ 640	\$ 16	\$ 656
純償却額	—	—	—
繰入額	54	—	54
その他	8	—	8
期末残高、2025 年 3 月 31 日	\$ 702	\$ 16	\$ 718
ローンおよび貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2024 年 12 月 31 日	\$ 1,370	\$ 352	\$ 1,722
純償却額	(23)	—	(23)
繰入額	91	44	135
その他	17	—	17
期末残高、2025 年 3 月 31 日	\$ 1,455	\$ 396	\$ 1,851

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。

本情報は、2025年4月11日に公表された当社の第1四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

モルガン・スタンレー、2025 年度第 2 四半期決算を発表

純収益は 168 億ドル、1 株当たり利益は 2.13 ドル、有形普通株主資本利益率は 18.2%

[ニューヨーク、2025 年 7 月 16 日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」) は本日、2025 年 6 月 30 日をもって終了した第 2 四半期の純収益が前年同期の 150 億ドルに対し、168 億ドルになったと発表した。モルガン・スタンレーに帰属する純利益は 35 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 2.13 ドル¹であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 31 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 1.82 ドル¹であった。

会長兼最高経営責任者 (CEO) であるテッド・ピックは次のように述べている。「当社は今四半期も力強い業績を達成した。1 株当たり利益は 2.02 ドル、1.82 ドル、1.88 ドル、2.22 ドル、2.60 ドルそして 2.13 ドルと、6 四半期連続で安定した利益を計上しており、様々な市場環境下における業績の向上を示している。法人・機関投資家向け証券業務は、すべての事業および地域で力強さとバランスの取れた実績を示した。ウェルス・マネジメント業務は引き続き堅調に推移し、純新規資産は 590 億ドル、手数料ベースの資産流入額は 430 億ドルとなった。ウェルス・マネジメント業務と投資運用業務の総顧客資産は 8.2 兆ドルに達した。当社は増加する資本を活用する柔軟性を保ちつつ、四半期ベースの普通株式配当を 1 株当たり 1.00 ドルへ引き上げると発表した。経営陣は Integrated Firm (事業が一体的に統合された企業) として事業全体で戦略を実行しており、顧客が信頼できるアドバイザーとしての役割を果たし、持続的な成長と長期的な株主リターンの創出に取り組んでいる。」

業績の概要^{2,3}

全社 (単位: 1 株当たりの数値を除き 百万ドル)	2025 年度 第 2 四半期	2024 年度 第 2 四半期
純収益	\$ 16,792	\$ 15,019
信用損失引当金繰入額	\$ 196	\$ 76
人件費	\$ 7,190	\$ 6,460
人件費以外の費用	\$ 4,784	\$ 4,409
税引前利益 ⁶	\$ 4,622	\$ 4,074
MS に帰属する純利益	\$ 3,539	\$ 3,076
費用効率性比率 ⁹	71%	72%
希薄化後 1 株当たり利益 ¹	\$ 2.13	\$ 1.82
1 株当たり純資産	\$ 61.59	\$ 56.80
1 株当たり有形純資産 ⁴	\$ 47.25	\$ 42.30
株主資本利益率	13.9%	13.0%
有形普通株主資本利益率 ⁴	18.2%	17.5%
法人・機関投資家向け証券業務		
純収益	\$ 7,643	\$ 6,982
投資銀行業務	\$ 1,540	\$ 1,619
株式	\$ 3,721	\$ 3,018
債券	\$ 2,180	\$ 1,999
ウェルス・マネジメント業務		
純収益	\$ 7,764	\$ 6,792
手数料ベースの顧客資産 (十億ドル) ⁹	\$ 2,478	\$ 2,188
手数料ベース資産の流入 (十億ドル) ¹⁰	\$ 42.8	\$ 26.0
純新規資産 (十億ドル) ¹¹	\$ 59.2	\$ 36.4
ローン (十億ドル)	\$ 168.9	\$ 150.9
投資運用業務		
純収益	\$ 1,552	\$ 1,386
AUM (十億ドル) ¹²	\$ 1,713	\$ 1,518
長期純資金流入額 (十億ドル) ¹³	\$ 10.8	\$ (1.2)

業績のハイライト

- 第 2 四半期の純収益は 168 億ドルとなり、Integrated Firm としての強さを示し、明暗入り混じる市場環境下において事業セグメント全体が寄与した。
- 全社の有形普通株主資本利益率は第 2 四半期では 18.2%、上半期では 20.6%であった^{2,4}。
- 費用効率性比率は、当社の規模の優位性と規律ある費用管理が寄与して、上半期では 70%となった^{3,8,19}。
- 普通株式等 Tier 1 自己資本比率 (標準的手法) は 15.0%となった¹⁶。
- 法人・機関投資家向け証券業務の純収益 76 億ドルは、顧客活動の活発化を受けた市場関連ビジネスの堅調な業績、とくに株式業務の際立った強さを反映している。
- ウェルス・マネジメント業務の当四半期の税引前利益率は 28.3%となった⁷。78 億ドルの純収益は、堅調な資産運用業務の収益と顧客活動の活発化、DCP (繰延現金報酬制度)⁵ のプラスの影響を反映している。同業務は引き続き堅調で、当四半期における純新規資産は 590 億ドル、手数料ベースの資産流入額は 430 億ドルであった^{10,11}。
- 投資運用業務の業績は純収益が 16 億ドルとなり、主に平均運用・管理資産 (AUM) の増加を背景とする資産運用手数料の増加が寄与した。当四半期の長期純資金流入額は 110 億ドルとなった¹³。

2025年度第2四半期の業績

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の当四半期の純収益は、前年同期の70億ドルに対し、76億ドルとなった。税引前利益は、前年同期の20億ドルに対し、21億ドルであった⁶。

投資銀行業務の収益は、5%減少:

- ・ アドバイザリー業務の収益は、完了ベースのM&A取扱高の減少を受けて、前年同期比で減収となった。
- ・ 株式引受業務の収益は、既公開株式、転換社債、IPOの発行増加を受けて、前年同期比で増加した。
- ・ 債券引受業務の収益は、非投資適格債の発行減を受けて、前年同期比で減少した。

株式業務の純収益は、23%増加:

- ・ 株式の純収益は、顧客活動の活発化を背景とするすべての事業部門と地域における前年同期比での増収を反映しており、とくにプライム・ブローカレッジ業務が堅調な業績を計上した。

債券業務の純収益は、9%増加:

- ・ 債券の純収益は、コモディティの減収で一部相殺されたものの、変動率が高まる市場環境下における顧客活動の活発化を受けたマクロ商品の収益改善を主因として、前年同期比で増加した。

その他:

- ・ その他の収益は、企業向けローンの純利息収益と手数料の減少を主因として、前年同期比で減少した。

信用損失引当金繰入額:

- ・ 信用損失引当金繰入額は前年同期比で増加した。これは主に、企業向けローン・ポートフォリオおよび担保付貸付枠の拡大に加え、マクロ経済見通しの小幅な悪化による影響が要因となった。

総費用:

- ・ 人件費は、繰延報酬関連の費用の増加を受けて、前年同期比で増加した⁵。
- ・ 人件費以外の費用は、執行関連費用の増加を受けて、前年同期比で増加した。

(単位: 百万ドル)	2025年度 第2四半期	2024年度 第2四半期
純収益	\$ 7,643	\$ 6,982
投資銀行業務	\$ 1,540	\$ 1,619
アドバイザリー	\$ 508	\$ 592
株式引受	\$ 500	\$ 352
債券引受	\$ 532	\$ 675
株式	\$ 3,721	\$ 3,018
債券	\$ 2,180	\$ 1,999
その他	\$ 202	\$ 346
信用損失引当金繰入額	\$ 168	\$ 54
総費用	\$ 5,364	\$ 4,882
人件費	\$ 2,430	\$ 2,291
人件費以外の費用	\$ 2,934	\$ 2,591

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は、前年同期の 68 億ドルに対し、78 億ドルとなった。税引前利益は 22 億ドルとなり、税引前利益率は 28.3%であった^{6,7}。

純収益は、14%増加：

- 資産運用手数料収益は、資産水準の上昇と良好な手数料ベースの資産流入¹⁰による累積的な影響を反映して、前年同期から増加した。
- 取引収益は、DCP に関連する投資の時価評価の影響を除くと、前年同期から 17%増加した^{5,14}。顧客取引が全般的に活発化したことを主因としている。
- 純利息収益は、融資の伸びによる累積的な影響を主因として、前年同期から増加した。

信用損失引当金繰入額：

- 信用損失引当金繰入額は、固有のローンの評価を要因として、前年同期から増加した。

総費用：

- 人件費は、報酬対象となる収益の増加と DCP⁵ 関連費用の増加を要因として、前年同期から増加した。
- 人件費以外の費用は、マーケティングおよび事業開拓費の増加ならびにテクノロジー投資の増加を要因として、前年同期から増加した。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第 2 四半期	2024 年度 第 2 四半期
純収益	\$ 7,764	\$ 6,792
資産運用手数料収益	\$ 4,411	\$ 3,989
取引収益 ¹⁴	\$ 1,264	\$ 782
純利息収益	\$ 1,910	\$ 1,798
その他	\$ 179	\$ 223
信用損失引当金繰入額	\$ 28	\$ 22
総費用	\$ 5,536	\$ 4,949
人件費	\$ 4,147	\$ 3,601
人件費以外の費用	\$ 1,389	\$ 1,348

投資運用業務

投資運用業務の純収益は前年同期の 14 億ドルに対し、16 億ドルとなった。税引前利益は、前年同期の 222 百万ドルに対し、323 百万ドルとなった⁶。

純収益は、12%増加：

- 資産運用および関連手数料収益は、市場水準の上昇を主因とする平均 AUM の増加と長期純資金流入額の累積的な影響を受け、前年同期から増加した¹³。
- 実績収益およびその他収益は、インフラストラクチャー・ファンドの未収成功報酬の増加と DCP 関連投資の時価評価益(前年同期は時価評価損)を要因として、前年同期から増加した。

総費用：

- 人件費は、成功報酬に関連する報酬と DCP⁵ 関連費用の増加を主因として、前年同期から増加した。
- 人件費以外の費用は、平均 AUM の増加による販売費用の増加を主因として、前年同期から増加した。

(単位: 百万ドル)	2025 年度 第 2 四半期	2024 年度 第 2 四半期
純収益	\$ 1,552	\$ 1,386
資産運用および関連手数料収益	\$ 1,434	\$ 1,342
実績収益およびその他	\$ 118	\$ 44
総費用	\$ 1,229	\$ 1,164
人件費	\$ 613	\$ 568
人件費以外の費用	\$ 616	\$ 596

その他の事項

- 当社は当四半期に、自社株買いプログラムの一環として流通普通株式を10億ドル買い戻した。
- 取締役会は、期限を設定せずに複数年にわたって流通普通株式を最大200億ドル買い戻すプログラムを再承認した。同プログラムは2025年度第3四半期に開始する。
- 取締役会は、1株当たり1,000ドルの四半期配当を宣言した。これは、現在の配当から0.075ドルの引き上げである。配当は2025年7月31日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2025年8月15日付けで支払われる。
- 当四半期の実効税率は、22.7%であった。

	2025年度 第2四半期	2024年度 第2四半期
普通株式買戻し		
買戻額(百万ドル)	\$ 1,000	\$ 750
株式数(百万株)	8	8
平均株価	\$ 123.22	\$ 95.96
期末株式数(百万株)	1,598	1,619
税率	22.7%	23.5%
自己資本¹⁵		
標準的手法		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	15.0%	15.2%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	16.9%	17.1%
先進的手法		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	15.7%	15.5%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	17.6%	17.3%
レバレッジ・ベース自己資本		
Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁷	6.8%	6.8%
補完的レバレッジ比率 ¹⁸	5.5%	5.5%

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、投資運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界 42 カ国のオフィスを通じて、当社の従業員は法人、政府、機関投資家、個人にサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com を参照されたい。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報(Financial Supplement)に掲載されている。決算リリースと補足財務情報はモルガン・スタンレーのウェブサイト(www.morganstanley.com)の Investor Relations のセクションでも公開している。

###

注:

このプレスリリースおよび補足財務情報で提供する情報(当社の決算電話会議で提供する情報を含む)は一定の非 GAAP 財務指標を含んでいる場合がある。同指標の定義または同指標から比較可能な米国 GAAP による数値への調整は本決算リリースと補足財務情報に掲載しており、いずれも www.morganstanley.com で公開している。

本決算リリースには一定の財務等の目標や目的の達成を含む予想的見解が含まれる場合がある。予想的見解は、資料作成時の経営者の見積り、予想、期待、仮定、解釈または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではない。当社の将来の業績に影響を与え得るリスクおよび不確実性に関しては、2024 年 12 月 31 日をもって終了した年度に係る当社の様式 10-K による年次報告書の第 1 部、第 1 項の直前に記載されている「予想的見解」の項、第 1 部、第 1 項に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、第 1 部、第 1A 項に記載されている「リスク要因」の項、第 1 部、第 3 項に記載されている「訴訟」の項、第 2 部、第 7 項に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、および第 2 部、第 7A 項に記載されている「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式 10-K に記載されている他の項目、当社の様式 10-Q による四半期報告書および当社の様式 8-K による臨時報告書(これらの訂正報告書を含む)を参照されたい。

- 1 1株当たり利益の計算に関連して、2025年度第2四半期および2024年度第2四半期はそれぞれ約147百万ドルおよび約134百万ドルの優先配当を含んでいた。
- 2 当社は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「米国 GAAP」)を用いて連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算発表、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を米国 GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、その財政状態、経営成績、または自己資本比率の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家、その他利害関係者に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は米国 GAAP に準拠しておらず、米国 GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、一般的にそれについて定義するか、米国 GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、当社が言及する非 GAAP 財務指標と比較可能な米国 GAAP 財務指標との差異の調整も提示する。
- 3 当社の決算発表、決算電話会議、財務情報の表示その他コミュニケーションは、当社の財政状態および経営成績に関する一段の透明性、またはこれを評価する追加手段を提供することで、当社、アナリスト、投資家、その他利害関係者にとって有用であると当社が判断している一定の数値尺度を含む場合がある。
- 4 有形普通株主資本は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が期間ごとの業績と自己資本比率をより良く比較するために有用であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。有形普通株主資本は、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後)を差し引いたものである。同様に非 GAAP 財務指標である平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する通期または年換算した純利益から優先株式配当を差し引いた数値の平均有形普通株主資本に対する比率である。同様に非 GAAP 財務指標である普通株式1株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものである。
- 5 「DCP」は一部の従業員繰延現金報酬制度を意味する。当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析—その他の事項—繰延現金報酬」を参照されたい。
- 6 税引前利益は、法人所得税計上前利益を表している。
- 7 税引前利益率は、法人所得税計上前利益を純収益で除したものである。
- 8 費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用の比率である。
- 9 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客資産とは、サービスに対する支払いの根拠が顧客資産をベースに計算される手数料である顧客口座の資産額である。
- 10 ウェルス・マネジメント業務の手数料ベースの資産流出入額は、純新規手数料ベース資産(資産の取得を含む)、正味の口座振替、配当、金利、顧客手数料を含み、法人・機関投資家の資金管理関連の業務を除外する。
- 11 ウェルス・マネジメント業務の純新規資産とは、配当および金利ならびに資産の取得を含む顧客の資産流入額から顧客の資産流出額を差し引き、企業結合/事業分離による影響ならびに手数料の影響を除外したものである。
- 12 AUM は、asset under management (運用・管理資産)と定義される。
- 13 長期純流出入額は、株式、債券、ならびにオルタナティブおよびソリューションの資産クラスを含み、流動性およびオーバーレイ・サービス資産クラスを除外する。
- 14 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。
- 15 自己資本比率は、本決算リリースの発行日(2025年7月16日)現在の推定値である。
- 16 CET1 自己資本は普通株式等 Tier1 自己資本と定義される。当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i)信用リスクのリスク加重資産(「RWA」)および市場リスクの RWA を算出する標準的手法(「標準的手法」)、ならびに、(ii)信用リスクの RWA、市場リスクの RWA、およびオペレーショナル・リスクの RWA を算出するために適用可能な先進的手法(「先進的手法」)に基づき算出される。規制上の自己資本と同比率の算出、および関連する規制上の要求事項に関する情報については、当社の2024年12月31日をもって終了した年度に係る様式10-Kによる年次報告書の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照されたい。

¹⁷ Tier1レバレッジ比率はレバレッジ・ベースの所要自己資本比率で、当社のレバレッジを測定する。Tier1レバレッジ比率は分子にTier1自己資本を、分母に平均調整後資産を用いる。

¹⁸ 当社の2025年度第2四半期および2024年度第2四半期の補完的レバレッジ比率(SLR)は、分子にTier1自己資本(それぞれ約884億ドルおよび約805億ドル)を用い、分母は補完的レバレッジ・エクスポージャー(それぞれ約1.62兆ドルおよび約1.47兆ドル)を用いている。

¹⁹ 2025年度第1四半期において、3月の従業員関連措置の結果、人員削減に関連する退職費用144百万ドルを人件費に認識した。この人員削減は当社の全ての事業セグメントと地域で行われ、当時の当社の世界の従業員の約2%に影響を与えた。この人員削減は、業績管理および当社の事業ニーズに見合う人員配置に関連するものであり、戦略変更や事業の撤退を受けたものではない。2025年度第1四半期に法人・機関投資家向け証券事業セグメントで78百万ドル、ウェルス・マネジメント事業セグメントで50百万ドル、投資運用事業セグメントで16百万ドルの退職費用を計上した。これらの費用はすべての地域で発生しており、大半は米州においてであった。

モルガン・スタンレー
 連結損益計算書情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		6か月間		増減率
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,644	\$ 1,711	\$ 1,735	(4%)	(5%)	\$ 3,355	\$ 3,324	1%
トレーディング	4,745	5,111	4,131	(7%)	15%	9,856	8,983	10%
投資	388	369	157	5%	147%	757	294	157%
委託手数料	1,425	1,481	1,183	(4%)	20%	2,906	2,410	21%
資産運用業務	5,953	5,963	5,424	-%	10%	11,916	10,693	11%
その他	290	751	322	(61%)	(10%)	1,041	588	77%
非金利収益合計	14,445	15,386	12,952	(6%)	12%	29,831	26,292	13%
受取利息	14,905	13,748	13,529	8%	10%	28,653	26,459	8%
支払利息	12,558	11,395	11,462	10%	10%	23,953	22,596	6%
純利息	2,347	2,353	2,067	-%	14%	4,700	3,863	22%
純収益	16,792	17,739	15,019	(5%)	12%	34,531	30,155	15%
信用損失引当金繰入額	196	135	76	45%	158%	331	70	*
非金利費用:								
人件費	7,190	7,521	6,460	(4%)	11%	14,711	13,156	12%
人件費以外の費用:								
仲介、決済および取引手数料	1,188	1,222	995	(3%)	19%	2,410	1,916	26%
情報処理および通信費	1,089	1,050	1,011	4%	8%	2,139	1,987	8%
専門家役務報酬	711	674	753	5%	(6%)	1,385	1,392	(1%)
事務所設備関連費用	459	449	464	2%	(1%)	908	905	-%
マーケティングおよび事業開拓費	297	238	245	25%	21%	535	462	16%
その他	1,040	906	941	15%	11%	1,946	1,798	8%
人件費以外の費用合計	4,784	4,539	4,409	5%	9%	9,323	8,460	10%
非金利費用合計	11,974	12,060	10,869	(1%)	10%	24,034	21,616	11%
法人所得税計上前利益	4,622	5,544	4,074	(17%)	13%	10,166	8,469	20%
法人所得税費用	1,047	1,173	957	(11%)	9%	2,220	1,890	17%
純利益	\$ 3,575	\$ 4,371	\$ 3,117	(18%)	15%	\$ 7,946	\$ 6,579	21%
非支配持分に帰属する純利益	36	56	41	(36%)	(12%)	92	91	1%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	3,539	4,315	3,076	(18%)	15%	7,854	6,488	21%
優先株式配当	147	158	134	(7%)	10%	305	280	9%
モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益	\$ 3,392	\$ 4,157	\$ 2,942	(18%)	15%	\$ 7,549	\$ 6,208	22%

注:

- 一 繰延現金報酬制度 (以下「DCP」という。)に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 2 四半期: 16,415 百万ドル、2025 年度第 1 四半期: 17,888 百万ドル、2024 年度第 2 四半期: 15,073 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 34,303 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 30,022 百万ドルであった。
- 一 DCP を除く全社の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 2 四半期: 6,819 百万ドル、2025 年度第 1 四半期: 7,523 百万ドル、2024 年度第 2 四半期: 6,405 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 14,342 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 12,852 百万ドルであった。
- 一 後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の 12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		6か月間		増減率
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	
財務指標:								
基本的1株当たり利益	\$ 2.15	\$ 2.62	\$ 1.85	(18%)	16%	\$ 4.78	\$ 3.89	23%
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.13	\$ 2.60	\$ 1.82	(18%)	17%	\$ 4.73	\$ 3.85	23%
平均普通株主資本利益率	13.9%	17.4%	13.0%			15.7%	13.8%	
平均有形普通株主資本利益率	18.2%	23.0%	17.5%			20.6%	18.6%	
普通株式1株当たり純資産	\$ 61.59	\$ 60.41	\$ 56.80			\$ 61.59	\$ 56.80	
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 47.25	\$ 46.08	\$ 42.30			\$ 47.25	\$ 42.30	
財務比率:								
税引前利益率	28%	31%	27%			29%	28%	
純収益に占める人件費の比率	43%	42%	43%			43%	44%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	28%	26%	29%			27%	28%	
全社の費用効率性比率	71%	68%	72%			70%	72%	
実効税率	22.7%	21.2%	23.5%			21.8%	22.3%	
統計データ:								
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,598	1,607	1,619	(1%)	(1%)			
平均流通普通株式数(単位:百万株)								
基本的	1,577	1,584	1,594	—%	(1%)	1,581	1,597	(1%)
希薄化後	1,593	1,600	1,611	—%	(1%)	1,596	1,614	(1%)
全世界従業員数	80,393	81,023	79,066	(1%)	2%			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、補足財務情報の 12-17 ページを参照。

四半期補足財務情報	ページ
連結財務概要	1
連結財務指標および比率ならびに統計データ	2
連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報	3
連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報	4
法人・機関投資家向け証券業務 損益計算書情報、財務指標および比率	5
ウェルス・マネジメント業務 損益計算書情報、財務指標および比率	6
ウェルス・マネジメント業務 財務情報および統計データ	7
投資運用業務 損益計算書情報、財務指標および比率	8
投資運用業務 財務情報および統計データ	9
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	10
連結ベースのローンおよび貸付コミットメントに係る信用損失引当金	11
米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義	12
業績指標および用語の定義	13 - 14
定量的情報・算定に関する補足資料	15 - 16
法的通知	17

連結財務概要

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		6か月間			増減率
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間		
純収益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 7,643	\$ 8,983	\$ 6,982	(15%)	9%	\$ 16,626	\$ 13,998	19%	
ウェルス・マネジメント業務	7,764	7,327	6,792	6%	14%	15,091	13,672	10%	
投資運用業務	1,552	1,602	1,386	(3%)	12%	3,154	2,763	14%	
セグメント間消去	(167)	(173)	(141)	3%	(18%)	(340)	(278)	(22%)	
純収益 ⁽¹⁾	<u>\$ 16,792</u>	<u>\$ 17,739</u>	<u>\$ 15,019</u>	(5%)	12%	<u>\$ 34,531</u>	<u>\$ 30,155</u>	15%	
信用損失引当金繰入額	\$ 196	\$ 135	\$ 76	45%	158%	\$ 331	\$ 70	*	
非金利費用									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 5,364	\$ 5,611	\$ 4,882	(4%)	10%	\$ 10,975	\$ 9,545	15%	
ウェルス・マネジメント業務	5,536	5,332	4,949	4%	12%	10,868	10,031	8%	
投資運用業務	1,229	1,279	1,164	(4%)	6%	2,508	2,300	9%	
セグメント間消去	(155)	(162)	(126)	4%	(23%)	(317)	(260)	(22%)	
非金利費用 ⁽¹⁾⁽²⁾	<u>\$ 11,974</u>	<u>\$ 12,060</u>	<u>\$ 10,869</u>	(1%)	10%	<u>\$ 24,034</u>	<u>\$ 21,616</u>	11%	
法人所得税計上前利益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 2,111	\$ 3,281	\$ 2,046	(36%)	3%	\$ 5,392	\$ 4,397	23%	
ウェルス・マネジメント業務	2,200	1,951	1,821	13%	21%	4,151	3,627	14%	
投資運用業務	323	323	222	-%	45%	646	463	40%	
セグメント間消去	(12)	(11)	(15)	(9%)	20%	(23)	(18)	(28%)	
法人所得税計上前利益	<u>\$ 4,622</u>	<u>\$ 5,544</u>	<u>\$ 4,074</u>	(17%)	13%	<u>\$ 10,166</u>	<u>\$ 8,469</u>	20%	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益									
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 1,604	\$ 2,529	\$ 1,520	(37%)	6%	\$ 4,133	\$ 3,339	24%	
ウェルス・マネジメント業務	1,700	1,532	1,403	11%	21%	3,232	2,806	15%	
投資運用業務	245	262	165	(6%)	48%	507	357	42%	
セグメント間消去	(10)	(8)	(12)	(25%)	17%	(18)	(14)	(29%)	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	<u>\$ 3,539</u>	<u>\$ 4,315</u>	<u>\$ 3,076</u>	(18%)	15%	<u>\$ 7,854</u>	<u>\$ 6,488</u>	21%	
モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益	<u>\$ 3,392</u>	<u>\$ 4,157</u>	<u>\$ 2,942</u>	(18%)	15%	<u>\$ 7,549</u>	<u>\$ 6,208</u>	22%	

注:

一繰延現金報酬制度(以下「DCP」という。)に係る時価評価損益を除く全社の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 2 四半期: 16,415 百万ドル、2025 年度第 1 四半期: 17,888 百万ドル、2024 年度第 2 四半期: 15,073 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 34,303 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 30,022 百万ドルであった。

一DCP を除く全社の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 2 四半期: 6,819 百万ドル、2025 年度第 1 四半期: 7,523 百万ドル、2024 年度第 2 四半期: 6,405 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 14,342 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 12,852 百万ドルであった。

一後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		6か月間		増減率
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	
財務指標:								
基本的1株当たり利益	\$ 2.15	\$ 2.62	\$ 1.85	(18%)	16%	\$ 4.78	\$ 3.89	23%
希薄化後1株当たり利益	\$ 2.13	\$ 2.60	\$ 1.82	(18%)	17%	\$ 4.73	\$ 3.85	23%
平均普通株主資本利益率	13.9%	17.4%	13.0%			15.7%	13.8%	
平均有形普通株主資本利益率	18.2%	23.0%	17.5%			20.6%	18.6%	
普通株式1株当たり純資産	\$ 61.59	\$ 60.41	\$ 56.80			\$ 61.59	\$ 56.80	
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 47.25	\$ 46.08	\$ 42.30			\$ 47.25	\$ 42.30	
財務比率:								
税引前利益率	28%	31%	27%			29%	28%	
純収益に占める人件費の比率	43%	42%	43%			43%	44%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	28%	26%	29%			27%	28%	
全社の費用効率性比率 ⁽¹⁾	71%	68%	72%			70%	72%	
実効税率	22.7%	21.2%	23.5%			21.8%	22.3%	
統計データ:								
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,598	1,607	1,619	(1%)	(1%)			
平均流通普通株式数(単位:百万株)								
基本的	1,577	1,584	1,594	—%	(1%)	1,581	1,597	(1%)
希薄化後	1,593	1,600	1,611	—%	(1%)	1,596	1,614	(1%)
全世界従業員数	80,393	81,023	79,066	(1%)	2%			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結ベースおよび米国銀行の補足財務情報
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		6か月間			増減率
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間		
連結貸借対照表									
資産合計	\$ 1,353,870	\$ 1,300,296	\$ 1,212,447	4%	12%				
ローン ⁽¹⁾	\$ 267,395	\$ 258,969	\$ 237,696	3%	12%				
預金	\$ 389,377	\$ 381,563	\$ 348,890	2%	12%				
長期債務残高	\$ 320,127	\$ 296,997	\$ 269,897	8%	19%				
長期債務残高の満期到来分 (今後12か月以内)	\$ 23,784	\$ 22,963	\$ 18,797	4%	27%				
平均流動性資金	\$ 363,389	\$ 351,740	\$ 319,580	3%	14%				
普通株主資本	\$ 98,434	\$ 97,062	\$ 91,964	1%	7%				
控除: のれんおよび無形資産	(22,917)	(23,018)	(23,480)	-%	(2%)				
有形普通株主資本	\$ 75,517	\$ 74,044	\$ 68,484	2%	10%				
優先株主資本	\$ 9,750	\$ 9,750	\$ 8,750	-%	11%				
米国銀行の補足財務情報									
資産合計	\$ 450,798	\$ 442,423	\$ 400,140	2%	13%				
ローン	\$ 252,242	\$ 244,727	\$ 220,900	3%	14%				
投資有価証券ポートフォリオ ⁽²⁾	\$ 131,802	\$ 125,421	\$ 119,197	5%	11%				
預金	\$ 382,580	\$ 375,499	\$ 342,900	2%	12%				
地域別収益									
米州	\$ 12,347	\$ 13,103	\$ 11,268	(6%)	10%	\$ 25,450	\$ 22,835	11%	
EMEA (欧州、中東、アフリカ)	2,142	2,291	1,871	(7%)	14%	4,433	3,697	20%	
アジア	2,303	2,345	1,880	(2%)	23%	4,648	3,623	28%	
連結純収益	\$ 16,792	\$ 17,739	\$ 15,019	(5%)	12%	\$ 34,531	\$ 30,155	15%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		6か月間		増減率
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	
平均普通株主資本								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 48.4	\$ 48.4	\$ 45.0	—%	8%	\$ 48.4	\$ 45.0	8%
ウェルス・マネジメント業務	29.4	29.4	29.1	—%	1%	29.4	29.1	1%
投資運用業務	10.6	10.6	10.8	—%	(2%)	10.6	10.8	(2%)
親会社	9.1	7.1	5.7	28%	60%	8.0	5.3	51%
全社	<u>\$ 97.5</u>	<u>\$ 95.5</u>	<u>\$ 90.6</u>	2%	8%	<u>\$ 96.4</u>	<u>\$ 90.2</u>	7%
規制自己資本								
普通株式等 Tier 1 自己資本	\$ 78.7	\$ 77.0	\$ 71.8	2%	10%			
Tier 1 自己資本	\$ 88.4	\$ 86.7	\$ 80.5	2%	10%			
標準的手法								
リスク加重資産	\$ 523.0	\$ 502.6	\$ 472.1	4%	11%			
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	15.0%	15.3%	15.2%					
Tier 1 自己資本比率	16.9%	17.2%	17.1%					
先進的手法								
リスク加重資産	\$ 501.8	\$ 489.3	\$ 464.6	3%	8%			
普通株式等 Tier 1 自己資本比率	15.7%	15.7%	15.5%					
Tier 1 自己資本比率	17.6%	17.7%	17.3%					
レバレッジ・ベース自己資本:								
Tier 1 レバレッジ比率	6.8%	6.9%	6.8%					
補完的レバレッジ比率	5.5%	5.6%	5.5%					

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

法人・機関投資家向け証券業務

損益計算書情報、財務指標および比率

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		6か月間		
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	増減率
収益:								
アドバイザリー業務	\$ 508	\$ 563	\$ 592	(10%)	(14%)	\$ 1,071	\$ 1,053	2%
株式	500	319	352	57%	42%	819	782	5%
債券	532	677	675	(21%)	(21%)	1,209	1,231	(2%)
引受業務	1,032	996	1,027	4%	-	2,028	2,013	1%
投資銀行業務	1,540	1,559	1,619	(1%)	(5%)	3,099	3,066	1%
株式	3,721	4,128	3,018	(10%)	23%	7,849	5,860	34%
債券	2,180	2,604	1,999	(16%)	9%	4,784	4,484	7%
その他	202	692	346	(71%)	(42%)	894	588	52%
純収益	7,643	8,983	6,982	(15%)	9%	16,626	13,998	19%
信用損失引当金繰入額	168	91	54	85%	*	259	56	*
人件費	2,430	2,854	2,291	(15%)	6%	5,284	4,634	14%
人件費以外の費用	2,934	2,757	2,591	6%	13%	5,691	4,911	16%
非金利費用合計	5,364	5,611	4,882	(4%)	10%	10,975	9,545	15%
法人所得税計上前利益	2,111	3,281	2,046	(36%)	3%	5,392	4,397	23%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 1,604	\$ 2,529	\$ 1,520	(37%)	6%	\$ 4,133	\$ 3,339	24%
税引前利益率	28%	37%	29%			32%	31%	
純収益に占める人件費の比率	32%	32%	33%			32%	33%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	38%	31%	37%			34%	35%	
平均普通株主資本利益率	12%	20%	13%			16%	14%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	12%	20%	13%			16%	14%	
トレーディングの VaR (95%/保有期間 1 日の日次平均 VaR)	\$ 50	\$ 50	\$ 48					

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務

損益計算書情報、財務指標および比率
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		6か月間			増減率
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年		
	6月30日	3月31日	6月30日	3月31日	6月30日	6月30日	6月30日		
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって		
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	増減率	
	四半期	四半期	四半期			6か月間	6か月間		
収益:									
資産運用手数料収益	\$ 4,411	\$ 4,396	\$ 3,989	—%	11%	\$ 8,807	\$ 7,818	13%	
取引収益	1,264	873	782	45%	62%	2,137	1,815	18%	
純利息収益	1,910	1,902	1,798	—%	6%	3,812	3,654	4%	
その他	179	156	223	15%	(20%)	335	385	(13%)	
純収益 ⁽¹⁾	7,764	7,327	6,792	6%	14%	15,091	13,672	10%	
信用損失引当金繰入額	28	44	22	(36%)	27%	72	14	*	
人件費 ⁽¹⁾	4,147	3,999	3,601	4%	15%	8,146	7,389	10%	
人件費以外の費用	1,389	1,333	1,348	4%	3%	2,722	2,642	3%	
非金利費用合計	5,536	5,332	4,949	4%	12%	10,868	10,031	8%	
法人所得税計上前利益	2,200	1,951	1,821	13%	21%	4,151	3,627	14%	
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 1,700	\$ 1,532	\$ 1,403	11%	21%	\$ 3,232	\$ 2,806	15%	
税引前利益率	28%	27%	27%			28%	27%		
純収益に占める人件費の比率	53%	55%	53%			54%	54%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	18%	18%	20%			18%	19%		
平均普通株主資本利益率	23%	20%	19%			21%	19%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	41%	37%	35%			39%	35%		

注:

—DCP を除くウェルス・マネジメント業務の純収益は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 2 四半期: 7,470 百万ドル、2025 年度第 1 四半期: 7,458 百万ドル、2024 年度第 2 四半期: 6,837 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 14,928 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 13,577 百万ドルであった。

—DCP を除くウェルス・マネジメント業務の報酬費用は、非 GAAP 財務指標であり、2025 年度第 2 四半期: 3,883 百万ドル、2025 年度第 1 四半期: 4,016 百万ドル、2024 年度第 2 四半期: 3,568 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 7,899 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間: 7,200 百万ドルであった。

—後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

ウェルス・マネジメント業務
財務情報および統計データ
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率
ウェルス・マネジメント業務の指標					
顧客資産合計	\$ 6,492	\$ 6,015	\$ 5,690	8%	14%
純新規資産	\$ 59.2	\$ 93.8	\$ 36.4	(37%)	63%
米国銀行のローン	\$ 168.9	\$ 162.5	\$ 150.9	4%	12%
信用取引その他の貸付 ⁽¹⁾	\$ 25.9	\$ 28.3	\$ 25.5	(8%)	2%
預金 ⁽²⁾	\$ 383	\$ 375	\$ 343	2%	12%
預金の年率加重平均コスト					
期末	2.83%	2.77%	3.11%		
期中平均	2.81%	2.77%	3.03%		
アドバイザー主導チャネル					
アドバイザー主導顧客資産	\$ 5,043	\$ 4,719	\$ 4,443	7%	14%
手数料ベースの顧客資産	\$ 2,478	\$ 2,349	\$ 2,188	5%	13%
手数料ベース資産の流出入	\$ 42.8	\$ 29.8	\$ 26.0	44%	65%
アドバイザー主導顧客資産に占める 手数料ベース資産の割合	49%	50%	49%		
自己主導チャネル					
自己主導顧客資産	\$ 1,449	\$ 1,295	\$ 1,247	12%	16%
日次平均収益取引(単位:千)	983	1,003	781	(2%)	26%
自己主導世帯数(単位:百万)	8.4	8.3	8.2	1%	2%
勤務先チャネル					
株式報酬制度の権利未確定資産	\$ 491	\$ 431	\$ 452	14%	9%
株式報酬制度加入者数(百万人)	6.7	6.7	6.6	-%	2%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

投資運用業務

損益計算書情報、財務指標および比率
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		6か月間		増減率
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率	2025年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	2024年 6月30日 をもって 終了した 6か月間	
収益:								
資産運用および関連手数料	\$ 1,434	\$ 1,451	\$ 1,342	(1%)	7%	\$ 2,885	\$ 2,688	7%
実績収益およびその他	118	151	44	(22%)	168%	269	75	*
純収益	1,552	1,602	1,386	(3%)	12%	3,154	2,763	14%
人件費	613	668	568	(8%)	8%	1,281	1,133	13%
人件費以外の費用	616	611	596	1%	3%	1,227	1,167	5%
非金利費用合計	1,229	1,279	1,164	(4%)	6%	2,508	2,300	9%
法人所得税計上前利益	323	323	222	—%	45%	646	463	40%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 245	\$ 262	\$ 165	(6%)	48%	\$ 507	\$ 357	42%
税引前利益率	21%	20%	16%			20%	17%	
純収益に占める人件費の比率	39%	42%	41%			41%	41%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	40%	38%	43%			39%	42%	
平均普通株主資本利益率	9%	10%	6%			10%	7%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	97%	104%	58%			100%	63%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

投資運用業務

財務情報および統計データ

(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		6か月間		
	2025年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	増減率
	6月30日	3月31日	6月30日	3月31日	6月30日	6月30日	6月30日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	増減率
	四半期	四半期	四半期			6か月間	6か月間	
運用・管理資産 (AUM)								
資産クラス別の純流出入								
株式	\$ (2.8)	\$ (4.7)	\$ (9.2)	40%	70%	\$ (7.5)	\$ (14.7)	49%
債券	6.8	3.0	1.0	127%	*	9.8	3.8	158%
オルタナティブおよびソリューション	6.8	7.1	7.0	(4%)	(3%)	13.9	17.3	(20%)
長期純流出入	10.8	5.4	(1.2)	100%	*	16.2	6.4	153%
流動性およびオーバーレイ・サービス	(27.3)	(19.0)	1.3	(44%)	*	(46.3)	(11.6)	*
純流出入合計	\$ (16.5)	\$ (13.6)	\$ 0.1	(21%)	*	\$ (30.1)	\$ (5.2)	*
資産クラス別の運用・管理資産								
株式	\$ 327	\$ 301	\$ 301	9%	9%			
債券	212	199	176	7%	20%			
オルタナティブおよびソリューション	636	591	558	8%	14%			
長期運用・管理資産	1,175	1,091	1,035	8%	14%			
流動性およびオーバーレイ・サービス	538	556	483	(3%)	11%			
運用・管理資産合計	\$ 1,713	\$ 1,647	\$ 1,518	4%	13%			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2025年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2024年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2025年 3月31日 からの 増減率	2024年 6月30日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
ローン:					
企業向け	\$ 15.1	\$ 19.5	\$ 17.7	(23%)	(15%)
担保付貸付枠	62.4	54.9	48.3	14%	29%
商業用および住宅用不動産	12.1	11.9	12.6	2%	(4%)
有価証券に基づく貸付およびその他	8.8	9.9	7.7	(11%)	14%
ローン合計	98.4	96.2	86.3	2%	14%
貸付コミットメント	165.4	160.7	141.1	3%	17%
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび貸付コミットメント	\$ 263.8	\$ 256.9	\$ 227.4	3%	16%
ウェルス・マネジメント業務					
ローン:					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 99.8	\$ 95.0	\$ 87.8	5%	14%
住宅用不動産	69.1	67.5	63.1	2%	10%
ローン合計	168.9	162.5	150.9	4%	12%
貸付コミットメント	19.5	19.4	19.0	1%	3%
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび貸付コミットメント	\$ 188.4	\$ 181.9	\$ 169.9	4%	11%
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント⁽¹⁾	\$ 452.2	\$ 438.8	\$ 397.3	3%	14%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
2025年6月30日現在の信用損失引当金(ACL)
(無監査、単位:百万ドル)

	ローンおよび 貸付コミット メント (総額)	信用損失 引当金 ⁽¹⁾	信用損失引当金 %	第2四半期 引当金繰入額
ローン:				
投資目的保有(HFI)				
企業向け	\$ 7,685	\$ 271	3.5%	\$ 61
担保付貸付枠	58,468	175	0.3%	23
商業用および住宅用不動産	8,168	398	4.9%	28
その他	3,251	21	0.6%	-
法人・機関投資家向け証券業務 - 投資目的保有	\$ 77,572	\$ 865	1.1%	\$ 112
ウェルス・マネジメント - 投資目的保有	169,349	406	0.2%	26
投資目的保有	\$ 246,921	\$ 1,271	0.5%	\$ 138
売却目的保有	12,332			
公正価値	9,393			
ローン合計	268,646	1,271		138
貸付コミットメント	184,826	790	0.4%	58
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	\$ 453,472	\$ 2,061		\$ 196

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

後注

米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義

- (a) 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という。）を適用して連結財務諸表を作成している。当社は、本書において、また、決算リリース、決算およびその他の電話会議、財務情報の表示、最終委任状説明書、ならびにその他の公的開示において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。「非 GAAP 財務指標」とは、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標から金額を除外または算入調整したものである。当社は、当社が開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績および自己資本の透明性を一層高めるため、またその評価や比較を行う代替的な手段を提供するため、当社、投資家、アナリスト、およびその他の利害関係者にとって有益であると考えている。これらの指標は米国 GAAP に準拠したものまたは米国 GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、米国 GAAP 財務指標と非 GAAP 財務指標との差異の調整も提示している。当社は、DCP 投資に係る時価評価損益の影響を純収益および報酬費用から除外した一定の非 GAAP 財務指標を表示している。DCP の影響は主に、ウェルス・マネジメント業務セグメントの業績に反映されている。これらの指標により、特にウェルス・マネジメント業務セグメントにおける、基礎となる業績および収益の趨勢の期間毎の比較可能性を高めることができる。これらの項目の影響を除外することで、当社は、事業の推進要因、ならびにそれに伴う純収益への影響および関連する報酬費用の対応する変動をより明確に説明することができる。詳細については、2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—エグゼクティブ・サマリー」を参照。
- (b) 以下は、非 GAAP 財務指標とみなされている。
- 有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外した普通株主資本を表している。加えて、当社は、平均有形普通株主資本利益率（以下「ROTCE」という。）および普通株式 1 株当たり有形純資産（これらも非 GAAP 財務指標である。）等の有形普通株主資本を利用した一定の比率は、期間毎の事業の業績および自己資本の評価にそれぞれ有益であると考えている。
 - ROTCE は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均有形普通株主資本に対する比率を表している。
 - 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を流通普通株式数で除したものを表している。
 - セグメントの平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、セグメント別のモルガン・スタンレーに帰属する純利益（各セグメントへの優先配当金の配分額を控除後）を、それぞれ各セグメントに配分された平均普通株主資本および平均有形普通株主資本に対する比率として年率換算したものである。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。
 - 純収益（DCP を除く）は、一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した経済的ヘッジに係る時価評価損益の影響について調整後の純収益を表している。
 - 報酬費用（DCP を除く）は、投資パフォーマンスに連動した一定の従業員繰延現金報酬制度に関連した影響について調整後の報酬を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

1 ページ：

- (a) 信用損失引当金繰入額は、投資目的保有のローンおよび未実行貸付コミットメントに対する信用損失引当金繰入額を示している。
- (b) モルガン・スタンレーに帰属する純利益は、純利益から償還不能非支配持分に帰属する純利益を控除した金額である。
- (c) モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する利益は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益から優先配当金を控除した金額である。

2 ページ：

- (a) 平均普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均普通株主資本に対する比率を表している。
- (b) 平均有形普通株主資本利益率は、非 GAAP 財務指標である。
- (c) 普通株式 1 株当たり純資産は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものを表している。
- (d) 普通株式 1 株当たり有形純資産は、非 GAAP 財務指標である。
- (e) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (f) 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用合計の比率を表している。

3 ページ：

- (a) 親会社およびその主要な事業子会社が主に保有する流動性資金は、適格流動資産（以下「HQLA」という。）および銀行預け金から構成されている。当社は、流動性資金の合計金額を、無担保債務の満期プロファイル、貸借対照表の規模および構成、偶発的なキャッシュ・アウトフローを含むストレス環境下での資金需要、法人、地域およびセグメントごとの流動性要件、規制上の要求事項ならびに担保要件といった要素を考慮したうえで、積極的に管理している。平均流動性資金は、2025 年 6 月 30 日、2025 年 3 月 31 日および 2024 年 6 月 30 日をもって終了した 3 か月間の平均日次残高を表している。
- (b) 当社の有形普通株主資本の計算に使用されるのれんおよび無形資産の残高は、算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後のものである。
- (c) 有形普通株主資本は、非 GAAP 財務指標である。
- (d) 米国銀行は、当社の米国銀行子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、銀行子会社間の取引ならびに親会社および関係会社からの預金は除いている。
- (e) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K に記載する連結財務諸表に対する注記 22 に開示している。

4 ページ：

- (a) 当社による平均普通株主資本の事業セグメントへの配分は、社内の自己資本の測定尺度である所要自己資本の枠組みに基づいている。この枠組みは、リスク・ベースおよびレバレッジ・ベースの自己資本の測定尺度であり、該当する場合、ある時点でストレス事象による潜在的損失を負担した後に当社が継続企業資本の金額を維持することを確保するため、当社の規制上の自己資本と比較される。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は各年度の期首に決定され、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。当社は、平均普通株主資本の合計と、事業セグメントに配分された平均普通株主資本の合計との差額を親会社普通株主資本と定義している。所要自己資本の枠組みは、当社の自己資本の規制上の要求事項に基づいている。当社は、変化する規制上の要求事項による影響について、必要に応じて、所要自己資本の枠組みの評価を続けている。当該枠組みの詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (b) 当社のリスク・ベース自己資本比率は、(i) 信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産（以下「RWA」という。）を計算する標準的手法（以下「標準的手法」という。）および(ii) 信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの RWA の計算に適用される先進的手法（以下「先進的手法」という。）の各手法に基づき計算されている。規制自己資本および比率の計算ならびに関連する規制上の要求事項の詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「経営者による財政状態および経営成績の検討および分析—流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (c) 補完的レバレッジ比率は、Tier1 自己資本を、補完的レバレッジ・エクスポージャー全額で除したものに相当する。

5 ページ：

- (a) 法人・機関投資家向け証券業務の株式および債券の純収益には、トレーディング、純利息収益（受取利息から支払利息を差し引いた金額）、資産運用業務、委託手数料、投資およびこれらの事業に直接起因するその他の収益が含まれている。
- (b) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。
- (c) VaR は、過去に観測された市場リスク要因の動向に基づいて、ポートフォリオを 1 日保有した場合に、5%の頻度（すなわち、100 取引日につき 5 回）で超えたであろう、ポートフォリオの価額における未実現損失を表す。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2024 年度様式 10-K の「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。

6 ページ：

- (a) ウェルス・マネジメント・セグメントの取引収益には、投資銀行業務、トレーディングおよび委託手数料による収益が含まれている。
- (b) 純利息収益は、受取利息から支払利息を差し引いた金額である。
- (c) ウェルス・マネジメント・セグメントのその他の収益には、投資およびその他の収益が含まれている。
- (d) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストおよびその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

7 ページ：

- (a) 顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務がサービスを提供している資産を表しており、当該サービスにはファイナンシャル・アドバイザー主導型の仲介、保管、事務管理および投資アドバイザー・サービス、自己主導型の仲介および投資アドバイザー・サービス、ファイナンシャル・プランニングおよびウェルス・プランニングのサービス、ならびにストック・プランの管理を含む職場サービスおよび退職制度サービスが含まれる。
- (b) 純新規資産は、顧客資産の流入額（利息、配当、および資産の取得を含む）から顧客資産の流出額を差し引いたものであり、企業結合/事業分離による影響および委託手数料の影響を除外している。
- (c) 信用取引その他の貸付は、信用取引貸付契約（適格有価証券の価額を担保に顧客が借入を行うことを可能とする契約）、およびその他の貸付（非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付を含む）を表している。
- (d) 預金は、ウェルス・マネジメント業務の顧客預金および米国銀行子会社に係るその他の資金源を源泉とする債務を反映している。預金には、スweep預金プログラム、貯蓄およびその他の預金ならびに定期預金が含まれている。
- (e) 預金の年率加重平均コストは、さまざまな預金商品の年率加重平均コストの合計を表している。2025年6月30日および2025年3月31日現在の数値には関連するヘッジ・デリバティブの影響が含まれている。2024年6月30日現在の数値は、関連するヘッジ・デリバティブの影響（預金コストに重要な影響を及ぼさなかった）を除外している。期末の預金コストは2025年6月30日、2025年3月31日および2024年6月30日現在の残高および金利に基づいている。期中平均は、当該期間の日次残高と金利に基づいている。
- (f) アドバイザー主導顧客資産は、ウェルス・マネジメント業務の営業員を割り当てている口座内の顧客資産を表している。
- (g) 手数料ベースの顧客資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (h) 手数料ベース資産の流入には、新規の手数料ベース資産（純額）（資産の取得を含む。） 口座振替額（純額）、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、法人・機関投資家向けの現金管理関連活動は除かれている。手数料ベース資産の流入には含まれる流入額および流出額の説明については、2024年度様式10-Kの「手数料ベースの顧客資産」を参照。
- (i) 自己主導顧客資産は、稼働口座のうちアドバイザー主導ではないものを示している。稼働口座は25ドル以上の資産がある口座と定義されている。
- (j) 日次平均収益取引（DARTs）は、一定期間における自己主導取引件数の合計を、当該期間中の取引日の日数で除したものに相当する。
- (k) 自己主導世帯数は、自己主導資産がある稼働口座を1口座以上保有する世帯数の合計である。当社のウェルス・マネジメント業務のチャネルの1つ以上に関与する個人世帯または加入者は、それぞれのチャネルの件数に含められている。
- (l) 勤務先チャネルの資産には、企業ならびにその管理職および従業員を対象とした株式報酬ソリューションが含まれている。株式報酬制度の権利未確定資産は、期末現在の公開企業有価証券の市場価額を反映している。
- (m) 株式報酬制度加入者数は、勤務先チャネルにおいて、権利確定済および/または権利未確定の株式報酬制度資産を有する口座の合計を表している。複数の制度に口座を持つ個人については、各制度において加入者として数えられている。

8 ページ：

- (a) 資産運用および関連手数料は、資産運用および事務管理手数料、販売手数料ならびに成功報酬の形式によらない実績に基づく報酬を反映している。資産運用および関連手数料は、当社の連結損益計算書に報告されている資産運用業務を反映している。
- (b) 実績収益およびその他には、成功報酬の形式による実績に基づく報酬、投資損益、シード資金および一定の従業員繰延報酬制度に係るヘッジ損益、純利息ならびにその他の収益が含まれている。実績収益およびその他は、当社の連結損益計算書に報告されている投資、投資銀行業務、トレーディング、純利息およびその他の収益を反映している。
- (c) 税引前利益率は、純収益に対する法人所得税計上前利益の比率を表している。

9 ページ：

- (a) 投資運用業務のオルタナティブおよびソリューションの資産クラスには、ファンド・オブ・ファンズ、不動産、プライベート・エクイティ、クレジット・ストラテジーズ、マルチ・アセット・ポートフォリオならびに分別勘定ポートフォリオにおける商品が含まれている。
- (b) 投資運用業務の純流出入には、新規の契約、投資または再投資（顧客による償還、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金を控除後）が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれる。
- (c) オーバーレイ・サービスは、パッシブ・エクスポージャー商品を使用して、ファンドの基礎となる保有商品によって提供されるエクスポージャーを上回る特定のポートフォリオのエクスポージャーを取得、相殺または代替する投資戦略を反映している。
- (d) 少数株主の資産持分は、運用・管理資産合計から除外されている。少数株主の資産持分は、当社が投資を有し持分法で会計処理している第三者資産運用会社によって運用される資産に対する投資運用事業セグメントの比例持分を表している。

10 ページおよび 11 ページ：

- (a) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは一般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (b) 担保付貸付枠には、顧客に提供したローンが含まれており、これらは主に、住宅用不動産、商業用不動産、企業資産および金融資産を含む様々な資産を担保とするローンにより担保されている。
- (c) 有価証券に基づく貸付およびその他には、セールス&トレーディング顧客への融資および流通市場で購入した企業向けローンが含まれている。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務の貸付コミットメントには、主に企業向け貸付業務が含まれている。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

1 ページ:

(1) 以下は、DCP に関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響および DCP に関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 2 四半期	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 2 四半期	2025 年 6 月 30 日をもって 終了した 6 か月間	2024 年 6 月 30 日をもって 終了した 6 か月間
純収益	\$ 16,792	\$ 17,739	\$ 15,019	\$ 34,531	\$ 30,155
DCP に係る時価評価に関する調整	(377)	149	54	(228)	(133)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 16,415	\$ 17,888	\$ 15,073	\$ 34,303	\$ 30,022
報酬費用	\$ 7,190	\$ 7,521	\$ 6,460	\$ 14,711	\$ 13,156
DCP に係る時価評価に関する調整	(371)	2	(55)	(369)	(304)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 6,819	\$ 7,523	\$ 6,405	\$ 14,342	\$ 12,852

- 繰延現金報酬制度の報奨に関する報酬費用は、従業員が選択した参照投資の公正価値における変動につき調整した、付与された報奨の想定元本に基づき算定される。報酬費用は、繰り延べられた報奨の個別の各権利確定部分に関連する権利確定期間にわたり認識される。上表には、非 GAAP 指標である調整後の報酬費用が表示されている。これは、一定の繰延現金報酬制度に関連して報酬費用に認識された金額を除外したものである。
- 当社は、繰延現金報酬制度による一定の債務を経済的にヘッジするために、金融商品およびその他の投資に自己勘定取引として直接投資している。これらの投資の公正価値の変動（金融費用控除後）は、純収益に計上され、ウェルス・マネジメント事業セグメントの取引収益に含まれる。通常、参照投資の公正価値の変動から生じる報酬費用の変動は、純損益に認識される投資の公正価値の変動と相殺されるが、当社の投資に係る損益の即時の認識と、関連する報酬費用の権利確定期間にわたる繰延認識との間には、一般的に期間的な差異が生じる場合がある。この期間的な差異は、いずれの個々の期間においても当社の法人所得税計上前利益にとって重要ではないものの、純収益および報酬費用に対して潜在的に重要な影響を及ぼすことから、ウェルス・マネジメント事業セグメントの特定の期間における報告比率および営業指標に影響を与える可能性がある。上表には、非 GAAP 指標である調整後の純収益が表示されている。これは、一定の繰延現金報酬制度に関連した投資に係る時価評価損益（金融費用控除後）に関連して純収益に認識された金額を除外したものである。

(2) 当社の費目別の非金利費用は以下のとおりである。

	2025 年度 第 2 四半期	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 2 四半期	2025 年 6 月 30 日をもって 終了した 6 か月間	2024 年 6 月 30 日をもって 終了した 6 か月間
人件費 ^(a)	\$ 7,190	\$ 7,521	\$ 6,460	\$ 14,711	\$ 13,156
人件費以外の費用:					
仲介、決済および取引手数料	1,188	1,222	995	2,410	1,916
情報処理および通信費	1,089	1,050	1,011	2,139	1,987
専門家役員報酬	711	674	753	1,385	1,392
事務所設備関連費用	459	449	464	908	905
マーケティングおよび事業開拓費	297	238	245	535	462
その他	1,040	906	941	1,946	1,798
人件費以外の費用合計 ^(b)	4,784	4,539	4,409	9,323	8,460
非金利費用合計	\$ 11,974	\$ 12,060	\$ 10,869	\$ 24,034	\$ 21,616

- (a) 2025 年 3 月 31 日をもって終了した四半期において、3 月の従業員関連措置の結果、当社は人員削減に関連する退職費用 144 百万ドルを人件費に認識した。この人員削減は当社の全ての事業セグメントと地域で行われ、当時の当社の世界の従業員の約 2%に影響を与えた。この人員削減は、業績管理および当社の事業ニーズに見合う人員配置に関連するものであり、戦略の変更や事業の撤退を受けたものではない。当社は、2025 年 3 月 31 日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券事業セグメントで 78 百万ドル、ウェルス・マネジメント事業セグメントで 50 百万ドル、投資運用事業セグメントで 16 百万ドルの退職費用を計上した。これらの費用はすべての地域において発生しており、大半は米州においてであった。
- (b) 2025 年 6 月 30 日、2025 年 3 月 31 日および 2024 年 6 月 30 日をもって終了した四半期、ならびに 2025 年および 2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間において、全社の業績には、FDIC の特別賦課金がそれぞれ (3) 百万ドル、3 百万ドル、8 百万ドル、0 百万ドルおよび 50 百万ドル含まれている。当該 FDIC の特別賦課金は、各事業セグメントの業績に以下のように報告されている：法人・機関投資家向け証券業務：2025 年度第 2 四半期：(1) 百万ドル、2025 年度第 1 四半期：1 百万ドル、2024 年度第 2 四半期：3 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：0 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：21 百万ドル、ウェルス・マネジメント業務：2025 年度第 2 四半期：(2) 百万ドル、2025 年度第 1 四半期：2 百万ドル、2024 年度第 2 四半期：5 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：0 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：29 百万ドル。

2 ページ:

(1) 上記の後注 1 ページ (2) を参照。

3 ページ:

- (1) 投資目的保有ローン（引当金控除後）および売却目的保有ローンに加え、貸借対照表上トレーディング資産に含まれる公正価値で測定するローンが含まれている。
- (2) 2025 年 6 月 30 日、2025 年 3 月 31 日および 2024 年 6 月 30 日現在の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ 461 億ドル、472 億ドルおよび 502 億ドル含まれていた。

5 ページ:

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 2 四半期：457 百万ドル、2025 年度第 1 四半期：457 百万ドル、2024 年度第 2 四半期：482 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：457 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：482 百万ドルである。

後注

定量的情報・算定に関する補足資料

6 ページ:

(1) 以下は、DCP に関連した投資に係る時価評価損益の純収益への影響および DCP に関連した報酬費用への影響を示している。

	2025 年度 第 2 四半期	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 2 四半期	2025 年 6 月 30 日をもって 終了した 6 か月間	2024 年 6 月 30 日をもって 終了した 6 か月間
純収益	\$ 7,764	\$ 7,327	\$ 6,792	\$ 15,091	\$ 13,672
DCP に係る時価評価に関する調整	(294)	131	45	(163)	(95)
調整後の純収益—非 GAAP	\$ 7,470	\$ 7,458	\$ 6,837	\$ 14,928	\$ 13,577
報酬費用	\$ 4,147	\$ 3,999	\$ 3,601	\$ 8,146	\$ 7,389
DCP に係る時価評価に関する調整	(264)	17	(33)	(247)	(189)
調整後の報酬費用—非 GAAP	\$ 3,883	\$ 4,016	\$ 3,568	\$ 7,899	\$ 7,200

(2) ウェルス・マネジメント業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 2 四半期：13,088 百万ドル、2025 年度第 1 四半期：13,088 百万ドル、2024 年度第 2 四半期：13,582 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：13,088 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：13,582 百万ドルである。

7 ページ:

(1) ウェルス・マネジメント業務のその他の貸付には、2025 年 6 月 30 日、2025 年 3 月 31 日および 2024 年 6 月 30 日をもって終了した期間において、非銀行事業体に係る目的自由型の有価証券担保貸付がそれぞれ 20 億ドル含まれている。

(2) 2025 年 6 月 30 日、2025 年 3 月 31 日および 2024 年 6 月 30 日をもって終了した四半期におけるウェルス・マネジメント業務の預金の詳細は、以下のとおりである。

	2025 年度 第 2 四半期	2025 年度 第 1 四半期	2024 年度 第 2 四半期
証券スweep預金	\$ 133	\$ 136	\$ 129
その他の預金	250	239	214
預金合計	\$ 383	\$ 375	\$ 343

8 ページ:

(1) 投資運用業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2025 年度第 2 四半期：9,557 百万ドル、2025 年度第 1 四半期：9,557 百万ドル、2024 年度第 2 四半期：9,676 百万ドル、2025 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：9,557 百万ドル、2024 年 6 月 30 日をもって終了した 6 か月間：9,676 百万ドルである。

10 ページ:

(1) 投資運用業務は、2025 年 6 月 30 日、2025 年 3 月 31 日および 2024 年 6 月 30 日をもって終了した四半期において、ローン残高をそれぞれ 20 百万ドル、255 百万ドルおよび 481 百万ドル反映した。

11 ページ:

(1) 2025 年 6 月 30 日をもって終了した四半期における、ローンおよび貸付コミットメントに係る引当金のロールフォワードは以下のとおりである。

	法人・機関投資 家向け証券業務	ウェルス・ マネジメント 業務	合計
ローン			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 3 月 31 日	\$ 753	\$ 380	\$ 1,133
純償却額	(19)	-	(19)
繰入額	112	26	138
その他	19	-	19
期末残高、2025 年 6 月 30 日	\$ 865	\$ 406	\$ 1,271
貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 3 月 31 日	\$ 702	\$ 16	\$ 718
純償却額	-	-	-
繰入額	56	2	58
その他	14	-	14
期末残高、2025 年 6 月 30 日	\$ 772	\$ 18	\$ 790
ローンおよび貸付コミットメント			
信用損失引当金			
期首残高、2025 年 3 月 31 日	\$ 1,455	\$ 396	\$ 1,851
純償却額	(19)	-	(19)
繰入額	168	28	196
その他	33	-	33
期末残高、2025 年 6 月 30 日	\$ 1,637	\$ 424	\$ 2,061

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。

本情報は、2025年7月16日に公表された当社の第2四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

以下の情報は、2025年8月4日に米国証券取引委員会(「SEC」)に提出した当社の2025年6月30日終了四半期の様式10-Qによる四半期報告書を出典としている。

概説

モルガン・スタンレーは、法人・機関投資家向け証券業務、ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務のいずれの事業セグメントにおいても、市場で重要な地位を維持するグローバルな金融サービス会社である。モルガン・スタンレーは、法人、政府機関、金融機関および個人を含む広く多様な取引先および顧客に対し、各子会社および関連会社を通じて広範な商品とサービスを提供している。文脈により別の解釈が必要な場合を除き、「モルガン・スタンレー」または「当社」とは、モルガン・スタンレー(「親会社」)とその連結子会社を指す。

当社の各事業セグメントの顧客ならびに主要な商品およびサービスの内容は次のとおりである。

法人・機関投資家向け証券業務

法人、政府機関、金融機関および超富裕層の個人顧客に対し、様々な商品およびサービスを提供する。投資銀行業務には、資本調達およびファイナンシャル・アドバイザー業務(債券、持分証券およびその他の商品の引受けや、合併および買収、リストラクチャリングならびにプロジェクト・ファイナンスに関する助言の提供等)が含まれる。当社の市場業務は株式および債券によって構成され、セールス、ファイナンス、プライム・ブローカレッジ、マーケットメイク、アジアのウェルス・マネジメント業務および一定の事業関連投資を提供する。貸付業務には、企業向けローンおよび商業用不動産ローンのオリジネーション、有担保貸付ファシリティの提供ならびに顧客に対する有価証券担保融資およびその他の融資が含まれる。その他業務にはリサーチが含まれる。

ウェルス・マネジメント業務

個人投資家や中小規模の事業者および機関に対して、広範囲にわたる金融サービスおよび金融ソリューションを提供する。ウェルス・マネジメント業務には、ファイナンシャル・アドバイザー主導の仲介・証券保管・証券管理・投資助言業務、自己指図型ブローカレッジ業務、資産運用・財形プランニング業務、ストック・プランの管理を含む職域関連業務、有価証券担保貸付、住宅・商業用不動産ローンおよびその他の貸付商品、銀行業務、ならびに退職制度関連業務が含まれる。

投資運用業務

法人・機関投資家および仲介機関全般にわたる各種の顧客グループに対し、各地域、各資産クラスおよび各公開・未公開市場に及ぶ多岐にわたる投資戦略および投資商品を提供する。戦略および商品は、様々な投資ビークルを通じて提供され、株式、債券、オルタナティブおよびソリューションならびに流動性商品およびオーバーレイ業務を含む。法人・機関投資家顧客に

は、確定給付制度／確定拠出制度、財団、寄付基金、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、保険会社、第三者ファンドのスポンサーおよび法人が含まれる。個人顧客は、通常、仲介機関(関連販売業者およびそれ以外の販売業者を含む。)を通じてサービスを受ける。

2. 主要な経営指標等の推移

以下の情報は、2025年2月21日にSECに提出した当社の2024年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書からの抜粋である。

	2024年	2023年	2022年	2021年 ⁽¹⁾	2020年 ⁽²⁾
損益計算書データ					
<i>(単位：百万ドル)</i>					
収益					
非金利収益合計(3)	53,150	45,913	44,341	51,710	42,444
受取利息(4)	54,135	45,849	21,595	9,411	10,162
支払利息(4)	45,524	37,619	12,268	1,366	3,849
純利息	8,611	8,230	9,327	8,045	6,313
純収益(3)	61,761	54,143	53,668	59,755	48,757
貸倒引当金繰入額(3)	264	532	280	4	761
非金利費用					
人件費	26,178	24,558	23,053	24,628	20,854
非報酬費用(3)	17,723	17,240	16,246	15,455	12,724
非金利費用合計(3)	43,901	41,798	39,299	40,083	33,578
税引前利益	17,596	11,813	14,089	19,668	14,418
法人所得税費用	4,067	2,583	2,910	4,548	3,239
純利益	13,529	9,230	11,179	15,120	11,179
非支配持分に帰属する純利益	139	143	150	86	183
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	13,390	9,087	11,029	15,034	10,996
優先株配当等	590	557	489	468	496
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益	12,800	8,530	10,540	14,566	10,500
法人所得税実効税率	23.1%	21.9%	20.7%	23.1%	22.5%
財務指標					
平均普通株主資本利益率(「ROE」)(5)	14.0%	9.4%	11.2%	15.0%	13.1%
平均有形普通株式株主資本利益率(「ROTCE」)(5)(6)	18.8%	12.8%	15.3%	19.8%	15.2%
普通株式関連データ					
普通株式1株当たり					
利益(基本的)	8.04	5.24	6.23	8.16	6.55
利益(希薄化後)	7.95	5.18	6.15	8.03	6.46
簿価(7)	58.98	55.50	54.55	55.12	51.13
有形普通株式の簿価(6)(7)	44.57	40.89	40.06	40.91	41.95
宣言済み配当	3.55	3.25	2.95	2.10	1.40
流通普通株式数					
<i>(単位：百万ドル)</i>					
12月31日現在	1,607	1,627	1,675	1,772	1,810
平均：					
基本的	1,591	1,628	1,691	1,785	1,603
希薄化後	1,611	1,646	1,713	1,814	1,624
貸借対照表データ					

(単位：百万ドル)

流動性リソース(第4四半期平均)	345,440	314,504	312,250	345,049	338,623
ローン(8)	246,814	226,828	222,182	200,761	161,745
総資産	1,215,071	1,193,693	1,180,231	1,188,140	1,115,862
預金	376,007	351,804	356,646	347,574	310,782
借入債務	288,819	263,732	238,058	233,127	217,079
モルガン・スタンレー株主資本	104,511	99,038	100,141	105,441	101,781
普通株主資本	94,761	90,288	91,391	97,691	92,531
有形普通株式株主資本(6)	71,604	66,527	67,123	72,499	75,916

- (1) 2021年の数値については、2024年2月22日にSECに提出した当社の2023年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書から抜粋している。
- (2) 2020年の数値については、2023年2月24日にSECに提出した当社の2022年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書から抜粋している。
- (3) 2021年および2020年の金額については、以下の影響を連結財務諸表に反映している。ローンおよび貸付コミットメントに係る貸倒引当金繰入額は、損益計算書において独立した項目として表示されている。従前は、ローンに係る貸倒引当金繰入額は「その他の収益」に、貸付コミットメントに係る貸倒引当金繰入額は「その他の費用」に含まれていた。また、従前はトレーディング収益に計上されていた一定の売却目的保有および投資目的保有ローンの経済的ヘッジは、「その他の収益」に計上されている。
- (4) 2023年の金額は、当期の表示に合わせて調整されている。
- (5) ROEおよびROTCは、それぞれ平均普通株主資本および平均有形普通株式株主資本に対するモルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益の割合を表す。
- (6) 一般に公正妥当と認められる会計原則によらない財務指標を表す。
- (7) 普通株式1株当たり簿価および有形普通株式1株当たり簿価は、それぞれ普通株主資本および有形普通株式株主資本を流通普通株式数で除して得られる。
- (8) 投資目的保有ローン(貸倒引当金相殺後)および売却目的保有ローンを含み、貸借対照表上のトレーディング資産に含まれる公正価値のローンも含む。